

地名散歩

第98回 堺・境目・傍示……境界の地名

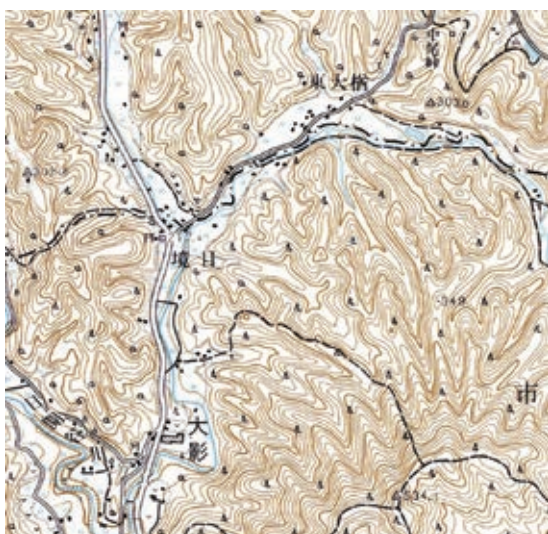
一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

仁徳天皇陵として知られる大阪府堺市の^{だい}大山古墳。その最寄り駅はJR阪和線と南海高野線の三国ヶ丘駅である。町名としての北・中・南三国ヶ丘町はもう少し北にあるが、いずれにせよこの地名は摂津・河内・和泉の3つの国が接する地域を意味している。明治の頃の摂津と和泉の国境は大和川だが、江戸期までは堺の旧市街のまん中あたりに国境があったという。堺という地名も文字通りの「境界」に由来しており、具体的には鎌倉時代あたりの堺北荘^{せつつのくにすみよしごおり}は摂津国住吉郡、堺南荘^{いずみのくにのおとり}は和泉国大鳥郡と分かれていた。

大阪府だけでなく、サカイという地名は全国的に多い。最も多く用いられるのが「境」の字で、全国に3か所あった「境駅」が混同されないよう、大正8年(1919)7月1日に武蔵境

(東京府・中央本線)、羽後境(秋田県・奥羽本線)、境港(鳥取県・境線)と区別したことに象徴されているかもしれない。

境という地名の由来としては、その境港が風景としてわかりやすい。港の市街は鳥取県一因幡国^{いなば}なのだが、目の前の境水道のすぐ対岸に見える山は島根県一出雲国なので視覚的に境界を認識しやすいだろう。境界に由来する境の地名は他にも非常に多く、たとえば茨城県境町は「猿島郡と葛飾郡の境に位置することによって」、群馬県伊勢崎市境町が「那波郡と新田郡の境」、千葉県芝山町境が「上総・下総両国の境に位置する」、新潟県新発田市境は中世に「加地荘と奥山荘の境界部に位置していた」、山梨県甲斐市境は「中世の志麻荘と穂坂郷の境に位置する」、岐阜県羽島市境は「尾



讃岐と阿波の両国に面した地区にある境目という地名。谷を通る県境の北が香川県東かがわ市五名、南が徳島県阿波市市場町大影。1:25,000「三本松」平成12年修正



古戦場・関ヶ原の少し西、美濃と近江の国境に位置する「寝物語」こと長久寺。寝の字のあたりに国境一現岐阜・滋賀県境が通っている。1:50,000「長浜」大正9年修正

張と美濃の国境」など枚挙にいとまがないが、国境や郡境、荘や郷の境界などの境界由来とされる(いずれも『角川日本地名大辞典』の記述による)。

その一方で東京都武蔵野市の境(武蔵境駅付近)は境姓にちなむ説があるなど、境の字であっても必ずしも境界とは限らないのが日本の地名の難しさだろう。また古代から続く地名表記の慣習「好字二字」に影響されて酒井や坂井という字に転じた例も珍しくないらしく、それらの地名には、たとえば石川県羽咋市酒井のように「古く酒井という井があったことによる」といった地名伝承(創作?)のある例もある。また「桜井からの転訛」説がある神奈川県中井町境などもあるから、本当に一筋縄ではいかない。

明治町村制による「行政村」として合併で誕生したサカイ村も多く、たとえば現在の東京都町田市西部にあたる南多摩郡堺村は武蔵と相模の国境(を流れる境川)に面したことにちなむ命名だし、栃木県那須烏山市の東端部には常陸国(茨城県)と境界を接していることから名付けられた境村があった。

堺田という地名もある。宮城県に接する山形県最上町の東端に位置する場所には陸羽東線堺田駅があるが、ここは珍しくトンネルを経ずに分水界を越える所で、駅の標高は337メートルと全線で最も高い。駅から出羽仙台街道(国道47号)に伸びる田んぼの中の道がどうやら太平洋へ注ぐ北上川水系と日本海へ注ぐ最上川水系を分ける中央分水界らしいが、このように一目瞭然でない谷間の分水界のことを谷中分水界と呼ぶ。その近くにあるのが「封人の家」と旧有路家住宅で、ここに松尾芭蕉が泊まった際に詠んだのが「蚤虱馬の尿する枕もと」である。ここには実際に田んぼがある

が、堺田の「田」は実際の田ではなく、「～の所」を意味するタに字を当てた可能性もある。

その名も境目という地名が全国にいくつかある。四国の讃岐山脈(阿讃山脈)は讃岐国―香川県と阿波国―徳島県の境を成しているが、分水界とすべて一致するわけではなく、少し開けた谷に県境―阿波と讃岐の国境が通る個所もある。現東かがわ市の最西端近くに位置する五名は例外的に吉野川水系だ。境を接するのは徳島県阿波市市場町大影で、両者にまたがった地域が境目(バス停は界目とも)である。明治初年に境界をめぐる訴訟もあったそうで、ここに限らず境界にはありがちなことだ。東海道五十三次のうち静岡県には22もの宿場が存在するが、その最西端が白須賀宿で、そのすぐ西隣にあるのが境宿である。その名の通り家並みの西を流れる小さな流れ―文字通りの境川を渡れば遠江国(静岡県)から三河国(愛知県)だ。

現代語のサカイとはまったく違う境界地名がホウジ(ボウジ)で、大字レベルの地名としては大阪府交野市傍示だけだが、西日本を中心に傍示峠、傍示ヶ谷、三傍示山など小字や峠の名として主に山間に点在している。峠の近くにこれが目立つのは、自然境界としての峠が行政区画の境界に一致する場合が多いためだろう。境界に立てるのが昔の境界杭たるホウジで、本来は立て札を意味する「傍」だが、そこから傍の字に転じたらしい。

境界の話では外せないのが近江(滋賀県)と美濃(岐阜県)の国境に面した長久寺だ。現在は滋賀県米原市内だが、中山道に面したこの集落では小さな溝が国境で、その両側の家は寝ながらにして物語をしても聞こえるほど近いという意味で「寝物語」と通称され、戦前の地形図にはその地名が実際に明記されていた。

今尾恵介(いもお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査



表紙写真

「双子としらべ君」

第34回写真コンクール佳作
山中 匠●広島会

毎年4月1日の「表示登記の日」にちなんで同月初めに広島県土地家屋調査士会広島支部で毎年行っている無料相談会。広島会のマスコットキャラ「しらべ君」をプリントした配布物の風船を喜ぶ我が子たちを撮影しました。

地名散歩 今尾 恵介

03 「制度制定70周年を迎えるにあたり」

多くの法改正とともに

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 鈴木 泰介

筆特活用の新たなメニュー

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 伊藤 直樹

06 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために—

第72回 「住まいの終活」のススメ～対症的な空き家対応からの転換

明治大学政治経済学部 教授 野澤 千絵

09 土地の表示に関する登記の沿革(17)

都城市代表監査委員

一般社団法人テミス総合支援センター理事 新井 克美

13 事務局紹介

日本土地家屋調査士会連合会事務局

15 愛しき我が会、我が地元 Vol.75

鳥取会／広島会

18 会長レポート

20 会務日誌

22 3Dレーザースキャナー研修会 for 土地家屋調査士に参加して

24 eラーニングコンテンツ公開のお知らせ

25 【重要】令和2年度土地家屋調査士新人研修 延期のお知らせ

25 セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書に関するお知らせ

26 土地家屋調査士名簿の登録関係

27 団体総合生活補償保険のご案内

28 調査士カルテ Map 通信

調査士カルテ Map の「座標」で手軽にバーチャル現地調査を！

29 日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム 調査士カルテ Map

30 公嘱協会情報 Vol.143

32 ちょうさし俳壇

33 人事異動 法務局・地方法務局

34 お知らせ

土地家屋調査士2021年オリジナルカレンダー

35 編集後記

「制度制定 70 周年を迎えるにあたり」

多くの法改正とともに

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 鈴木 泰介

日頃は、連合会の会務運営に当たり、ご理解とご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。副会長を務めさせていただいております千葉会の鈴木泰介です。

昭和25年7月31日に、土地家屋調査士法(法律第228号)が成立(同日施行)し、本年は、土地家屋調査士制度が誕生して70年の節目を迎える年となります。制度制定70周年を迎えるにあたり、ご挨拶申し上げます。

まずは、70年間という長きにわたり、この制度が繁栄・存続することができたのは、ひとえに先輩方の日頃の地道な業務の積み重ねによるものであり、諸先輩方にこの場をお借りして御礼申し上げます。

また、私たちの制度のためにご尽力いただきました、法務省民事局をはじめとする行政機関の職員の皆様、私たちの制度の発展をバックアップいただきました、土地家屋調査士制度改革推進議員連盟所属の国会議員の先生をはじめとする国会議員、地方議員の皆様、私たちの制度を深く理解し様々な場面で連携させていただきました隣接士業をはじめとする関連業界の皆様の多大なご協力があったからこそ70年であったのではないかと思います。

さらに、何よりも土地家屋調査士制度を必要としている国民の皆様が存在は私たちの制度の維持に欠かせないものであったと思います。

本年は、70周年という節目の年でもありますが、土地家屋調査士を取り巻く環境は、所有者不明土地問題や、国民の意識の変化に伴い大きく変化しており、その変化する社会情勢に対応すべく大きな変革の年を迎えています。

昨年、土地家屋調査士法の一部が改正され、本年の夏頃に施行される見込みとなっています。この改正法においては、近時の土地家屋調査士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、専門職者としての使命を明らかにする規定を設けるとともに、懲戒権者を法

務局又は地方法務局の長から法務大臣に改める等の懲戒手続に関する規定の見直しを行うほか、社員が一人の土地家屋調査士法人の設立を可能とする等の措置が講じられています。

この改正に当たっては、日本司法書士会連合会とともに昨年より法務省などの関係機関との協議を続けてきました。特に第1条の改正は、私たちの将来を大きく変化させるものとなります。改正前は、「この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もって不動産に係る国民の権利の明確に寄与することを目的とする」という土地家屋調査士法の目的を定めていました。目的規定には、国民が安心して土地家屋調査士制度を利用できるよう、土地家屋調査士にきっちり仕事をしてもらい、土地家屋調査士が悪いことをしたら国がしっかり指導監督するためにこの法律を作りますよという趣旨が含まれています。改正後は、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」という私たちの使命が明記されることになりました。使命規定の持つ意味は、単なる営利企業のように法律を守ってその中で営利を追求してゆけばいいということだけではなく、自らの使命を自覚して社会から求められていることを理解し、その職責を果たしてゆくということです。士業資格者は営利企業ではありません。高い倫理観と使命感を持って、業務を遂行する必要があります。この条項が改められたことによって、私たちの業務範囲が拡大されたわけではありませんが、「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」という文言が追加されたことは、今後の土地家屋調査士の進むべき道を示しているように感じています。また、「国民生活の安定と向上に資する」ことが私たち

の使命として明記されたことは、業務を通じて社会に貢献してゆく姿が評価されたものであり、将来は国民から更に期待される職業となることを示唆しています。

土地家屋調査士法の改正に伴い、土地家屋調査士法施行規則、日本土地家屋調査士会連合会会則、各単位会会則の改正、土地家屋調査士職務規程の新設、土地家屋調査士調査・測量実施要領の改正が予定されており、日本土地家屋調査士会連合会では、国民の信頼や期待に応えるべく、特に土地家屋調査士の更なる資質の向上を目指して、調査・測量実施要領の全国統一化や、研修制度の充実、とりわけ義務研修の導入などを進めています。

また、本年3月27日には、土地基本法の一部が改正されました。土地の所有者の責務として、土地の利用や管理に関する規定が設けられ、その責務を遂行するに当たっては、土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならないことが定められ、私たちが日常業務において行っている、土地の境界確認の重要性が社会に認知され、境界を確認するという行為が初めて法に明文化されることになりました。

さらに、本年は表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の全部の施行や、民法・

不動産登記法の改正も予定されており、社会から土地家屋調査士が必要とされる場面はますます増加してゆくものと思われます。

土地家屋調査士法のみならず、私たちに深く関係する法が整備される中で、制度制定70周年を迎え、従来の登記申請を代理することに加え、国民生活の安定と向上を目指すという新しい使命も生まれました。

土地家屋調査士制度にとって、「〇周年」という節目が持つ意義は、制度の在り方を見直し、経年劣化による制度のメンテナンスを行うとともに、会員が制度に対する思いを共有しつつ更なる発展を語り合い、また、社会に対して制度の重要性を周知する良い機会になることだと思います。

本年、連合会は、会員の皆様と共に、各土地家屋調査士会、政治連盟、公嘱協会と連携をし、土地家屋調査士制度のますますの発展のため、土地家屋調査士制度制定70周年記念事業を通じて業界を盛り上げてゆき、次の70年につなげてゆきたいと考えております。

会員の皆様におかれましても、70周年を契機にますますご活躍いただきますことを祈念してご挨拶とさせていただきます。

筆特活用の新たなメニュー

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 伊藤 直樹

今年の春は新型コロナウイルス対応にて、世界中の歯車が崩れてしまいました。恐らくは、色々な業界で不況も始まることでしょう。

連合会において私は、社会事業部を所管する立場から、周辺環境に対して常にアンテナを高く、情報収集してまいります。

敢えて、70周年を迎えた私どもの業界の諸々のイベントを特別なものとするのではなく、間断なく、国民ユーザーの皆さんから必要とされる、日々の資格者であること。かような、社会の歯車に狂いが生

じた時だからこそ、制度の基本に立ち返る必要があると考えます。

五輪の順延も、長い目で見れば政治的判断です。人が創るものは人が変更すればよく、正しい判断が行われたかどうかは、後世にて答えが出されます。新型コロナ対応も五輪も、いつの日かそんな事実があり、大変だったな、と記録されていきます。

さて、全国半数以上の会員の皆さんは、平成4年にバブルがはじけた当時の事を記録の上でしかご存

知らないではありませんか。

ジャパン アズ ナンバーワン、日本の地価。特に都市部の宅地の下落を誰も予想しなかった30年前。当時30代だった自分の傍若無人な様は、地元の前輩諸氏から随分とお叱りも受け、指導を賜ったものです。

ところで、本年3月27日には、土地基本法の一部が改正されました。

かつて、バブル崩壊した平成の初め。土地は投資対象の財ではなく、利用して初めてナンボのものとした同法を、今回は土地所有者に対し、利用だけではなく応分な管理責任を負担してもらうという主旨の改正です。

土地は、投機的取引の対象としてはならない(現行第4条)に、円滑な取引等として、『土地は、土地の所有者又は土地を使用収益する権原を有する者(以下「土地所有者等」という。)による適正な利用及び管理を促進する観点から、円滑に取引されるものとする。』と、うたわれます。

そして、新設第6条第2項にはこの条項が入ります。

『(土地所有者等の責務)土地の所有者は、前項の責務を遂行するに当たっては、その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならない。』

ここでは、筆界ではなく境界の明確化と表現されています。

さらに、第13条第1項では…

『国及び地方公共団体は、前条第一項の計画に従って行われる良好な環境の形成又は保全、災害の防止、良好な環境に配慮した土地の高度利用、土地利用の適正な転換その他適正な土地の利用及び管理の確保を図るため、土地の利用又は管理の規制又は誘導に関する措置を適切に講ずるとともに、同項の計画に係る事業の実施及び当該事業の用に供する土地の境界の明確化その他必要な措置を講ずるものとする。』

国土調査促進特別措置法の改正案の中で、第7次十箇年計画がうたわれます。

第3条第2項

『国土調査事業十箇年計画は、土地基本法(平成元年法律第八十四号)第二十一条第一項の土地基本方針に即し、かつ、防災に関する施策、社会資本の効

率的な整備に関する施策、都市の健全な発展と秩序ある整備に関する施策その他の関連する施策との連携が図られるとともに、国土調査事業の迅速かつ効率的な実施が確保されるように定めなければならない。』

今度は、国土調査法の改正条文です。

第22条の2(街区境界調査成果に係る特例)

『～中略～事業計画に基づいて地籍調査を行う地方公共団体又は土地改良区等は、当該地籍調査を効率的に行うため必要があると認めるときは、一の街区(住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)第二条第一号に規定する街区をいう。以下この項において同じ。)内にその全部又は一部が所在する一筆又は二筆以上の土地(当該街区外にその全部が所在する土地(以下この項において「街区外土地」という。)に隣接する土地に限る。)について、その所有者及び地番の調査並びに当該一筆又は二筆以上の土地と街区外土地との境界に関する測量のみを先行して行い、その結果に基づいて地図及び簿冊を作成することができる。』

この関連法案改正として不動産登記法第131条2項が新設されます。

『地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得たときは、筆界特定登記官に対し、当該対象土地の筆界(第十四条第一項の地図に表示されないものに限る。)について、筆界特定の申請をすることができる。』

この度、市町村が地籍調査を行う場合、法務局と連携することにより、筆界未定を生じさせない仕組みが創られました。

土地家屋調査士は、この仕組みが迅速かつ適正に運用できるよう、積極的に協議に参加すべきです。

冒頭に掲げた不況風は、感染症拡大の影響のやまない今日現在、これまでに経験したことのないスピードで、個々の土地家屋調査士の懐を冷やすことになる想定しています。

しかし、全国の公共嘱託登記等業務は、まだまだ伸びしろがあります。

連合会にあっては、感染症下の不況から、官と民、いずれの復興にも求められるよう、的確に業界の舵を切っていくことが使命であると確信し、間断なく提案し、実行してまいります。

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第72回 「住まいの終活」のススメ ～対症療法的な空き家対応からの転換

明治大学政治経済学部 教授 野澤 千絵

空き家問題は、時間が経てば経つほど、解決に手間・時間・コストが増すという特性を持つ。大量相続時代を見据え、これまでの対症療法から予防療法としての「住まいの終活」が社会に根付くことが必要不可欠だ。

1. 「空き家」の終活から「住まい」の終活へ

最新の2018年住宅・土地統計調査(総務省統計局)によると、空き家総数は846万戸、このうち、賃貸用・売却用・別荘等を除いた空き家(以下、本論の空き家は、賃貸用・売却用・別荘等を除いた空き家を指す。)は347万戸と過去最高になった。あまり知られていないが、本調査では、2018年から、新たに現住居以外に所有する空き家のことを「世帯所有空き家」として調査(従来までの調査員による外観等調査に加え、世帯への調査票に調査項目を追加)が行われるようになった。

その結果、世帯が現住居以外に所有する空き家は69.5万戸、その約7割が40年以上前の旧耐震基準の時代に建てられた老いた空き家となっている。年齢別に見ると、図1のとおり、所有する家計主は60歳以上が73%、特に、60歳～74歳が50%を占めている。この結果は、60歳以上の高齢者が、現在、自分が住んでいる住宅以外に、例えば、相続した後、自分の実家を未だに「空き家のままとりあえず置いてある」ケースが多いことを如実に示している。

今後もこれまでと同じような感覚で、老いた空き家の所有者が動き出さず、更なる相続が発生すると、相続人は、被相続人が所有していた老いた空き家と居住していた住宅の二つの空き家を抱え、その対応に苦勞する事態となる可能性が高い。当然、空き家の総数もうなぎ上りに増加することが懸念される。まずは、高齢者層が既に持っている「空き家」の終活を進めることで、自らが居住する「住まい」の終活へ

と第一歩を踏み出していくという流れを社会的につくっていくことが鍵を握るといえる。

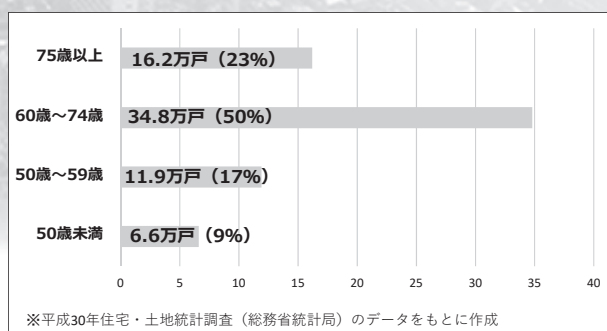


図1 年齢別に見た現住居以外に所有する空き家数(万戸)

2. 空き家問題の根本的な要因

そもそもなぜ空き家になるのか？

それは、実家等の相続後、いずれ何とかせねばと思いつつも、相続人等が「とりあえず空き家で置いておく」ことから始まることが多いからである。先祖代々の土地や家を相続し、実家に住むことが前提とされた一昔前と異なり、核家族化が進行した現代では、子供世代は実家を離れ、それぞれ自分の家を持っていることが多く、相続した実家に住むというケースは少ない。相続が発生した段階で、すぐに実家の売却や賃貸化といった何らかのアクションを起こせばよいが、遺品・仏壇の整理が必要、思い出があり処分するのは後ろめたい、相続でもめている、高齢者施設入居や認知症発症で放置せざるを得ない、空き家を解体すると固定資産税の軽減措置がなくなる、空き家を何とかしたくてもどこに相談すればよいかわからないなど、「今はそんなに困っているわけではないし、とりあえず置いておこう」と問題を先送りするケースが多い。

一旦、空き家化すると、時間の経過とともに、相続人等は更に高齢化し、施設入居、代替わりなどで、解体費の負担感も増し、維持管理が行き届かなくな

り、「荒廃空き家」へと変容していく。更に時が経つと、更なる代替わり、相次ぐ相続放棄、所有者不明化で、「対応困難空き家」と化す。こうした放置された空き家は、昨今の災害多発化の中で、人命や財産を奪う凶器になりかねない。つまり、空き家問題は、時間の経過とともに、解決するための手間・時間・コストが増すという特性があることを、自分事としてみんなが認識することが重要となる。

とはいえ、空き家といっても管理さえしてくれば、問題ないのでは？という意見もあるだろう。しかし、同じエリアで空き家化が相次ぐと、エリア全体の価値低下や人口流入を阻み、その結果、空き家の所有者や相続する家族・親戚が空き家の処分に苦しむことになる。実際に、大都市郊外の住宅地では、とりあえず置いておこうという所有者の続出で空き家だらけとなり、エリア全体の価値が低下したために、たとえ公費で解体できたとしても、跡地活用の選択肢が見出せず、お手上げのエリアが出現し始めている。

3. 「住まいの終活」のススメ

こうした先行する空き家問題の実態を踏まえると、今後、日本が大量相続時代を迎える前に、これ以上、空き家を増やさない予防策としての「住まいの終活」が社会の中で当たり前のこととして根付くことが必要不可欠である。

ここで、筆者が定義する「住まいの終活」とは、相続が発生する前から、遅くとも空き家化しても利用可能な段階までに、住まいの所有者や相続人となる家族等が、住まいを、円滑に責任ある所有者・利用者へ引き継ぐための一連の活動のことである。

「住まいの終活」の主な流れとしては、それぞれの地域や住まいの状況によって異なるが、①不動産の売却等に必要な基礎資料(登記簿、契約書類等)を揃える、②土地の境界確定の有無、マンションの管理状態など、不動産売買等の際に支障がないかを確認し、問題がある場合は早めに専門家に相談・対応する、③周辺の相場や取引情報から、民間市場での流通が可能かを検討する、④住まいの将来の選択肢と信頼できる相談先(不動産仲介・買取再販等の事業者、空き家バンク等)を検討する、などである。

実際に、住まいの所有者やいずれ相続人になる家族等の中には、まだまだ少数だが、次の世代に迷惑をかけたくないと、「住まいの終活」に取り組む人も出始めている。また、高齢化が進むニュータウンの中には、空き家を増やさぬようにしたいと筆者のと

ころに相談があり、図2の拙著の「住まいのエンディングノート」を利用しながら、地域ぐるみで住まいの終活の推進に向けて意欲的に動き出すところも出てきている。

ただし、こうした「住まいの終活」は、とにかく所有者の体力や判断能力が低下していない元気なうちに取り組むことが鍵を握る。救いなのは、図1のとおりに、高齢者といっても現時点では60～74歳という元気な高齢者が多い年齢層が50%を占めているという点である。例えば、土地の境界確定をするにも、隣接する各所有者が元気で代替わりしないいううちに取組む方が余計なコストをかけず円滑に進めることができる。

また、ある自治体では、密集市街地に限定して無接道敷地の寄附受けに取り組んでいるが、相続人が空き家化した実家を解体して土地を自治体に寄附しようとしたところ、隣接地の空き家が所有者不明化しており、土地の境界確定ができず、寄附ができないという事態も生じている。

このように、時間が経過すればするほど、自分たちだけでは解決できない問題へと発展しかねない。特に、年齢が上がると認知症の発症率も高くなっていくため、遅くとも後期高齢者になる75歳までに「住まいの終活」に取り組むことが望ましい。

そのためには、一般的な人生の終活やエンディングノートに加えて、「住まいのエンディングノート」を社会の中で普及させることが必要となる。例えば、不動産に関わる専門家が「住まいのエンディングノート」の作成に関する講習会や相談会を隔地で定期的に開催していくことも空き家の予防療法として効果的な一助となると考えられる。

図2 住まいのエンディングノート™

(拙著「老いた家 衰えぬ街～住まいを終活する」(講談社現代新書)より)

4. 民間市場で売れる見込みが低い物件・エリアの問題

とはいえ、こうした「住まいの終活」を進めたいと思っても、民間市場で売れそうにない物件やエリアの場合には、取り組む前に諦めてしまうケースも多い。また、どのようなところに相談したらよいのかと不安に思う方も多いだろう。

特に、低額物件の流通に尽力してくれる担い手自体が極めて少ない。こうした状況のままでは、いずれ相続することになる不動産が、売るに売れない可能性が高いことが想定される場合、固定資産税や管理費用、またその精神的な負担を抱えたくない、多少の預貯金などの財産が残されていたとしても、被相続人が残した遺産のすべてを受け取らない相続放棄も増えていく可能性もある。

民間市場で流通性が低いエリア・物件の終活には、筆者が全国的に調査した結果によると、親身になって取り扱う信頼できる相談先と出会えたかどうかの鍵を握っていた。しかし、どの業者が信頼できそうかなどのローカルな情報は、ネット上や地域から長年離れた人には得にくい。つまり、居住者自身が地域とのつながりを駆使して有益な口コミ情報を収集することが必要となるため、相続が発生する前の「住まいの終活」が効果的である。

近年、自治体の空き家対策の一環として、弁護士・司法書士・税理士・土地家屋調査士・建築士・宅建士など士業を中心にした空き家利活用等のワンストップ窓口を設置する自治体や事業者等も増えている。こうした空き家利活用等のワンストップ窓口は、自治体や専門家が関与しているということで社会的な信頼度がある。そのため、既に空き家になった案件だけでなく、相続が発生する前の段階からの「住まいの終活」窓口としても発展することが期待される。ただし、民間市場での流通性が低い物件・エリアでは、地域ニーズの掘り起こし、暫定保有する組織も必要になるため、士業以外にも、地域に根差した信頼されるまちづくりの担い手への支援策や多様なネットワークの構築も重要となる。

5. 使えない・使わない空き家への解体支援策を

先に述べたとおり、世帯が現住居以外に所有する空き家の約7割が40年以上前の旧耐震基準の時代に建てられた老いた空き家であることを踏まえると、民間市場で流通性が低いエリア・物件の流通支

援策とともに、使えない・使わない住宅が、相続発生後の早めの段階で、相続人等の費用で解体へ向かうための解体支援策も充実させておく必要がある。

現在、住宅を解体して更地にすると、固定資産税の住宅用地の軽減措置がなくなり、土地の保有コストが増える。特に、地価が下落したエリアでは、解体費の方が土地代よりも高くなるため、解体に向かいにくく、税制上も住宅を解体するメリットに乏しい。住宅を「つくる」「買う」とときには、固定資産税の軽減措置や住宅ローン減税があるのなら、住宅を「たたむ」ときにも何らかの減税措置があってもよいはずである。

筆者の提案としては、住宅の解体支援策の充実を図ることを前提に、空き家が建つ土地には、固定資産税の軽減措置の適用可能な期間を設定し、相続発生から一定期間内に空き家の解体費を捻出した人に対して解体費にかかる減税措置を導入することなどが挙げられる。解体後の跡地の売却が困難な場合には、レイنزや空き家・空き地バンクへの登録、土地の境界確定が完了しているなど、流通を促進するための要件を満たす場合に限り、固定資産税の軽減措置を継続するといった救済策も同時に検討する必要がある。

こうした支援策は、空き家の数を減らし、地域への悪影響とともに、空き家問題に対する将来の市町村の税負担を軽減でき、問題先送りによる空き家化を減らすことができる。その結果、空き家となった実家等を抱える相続人(相続予定人)が救われるだけでなく、解体後の土地に新たな世帯が時代のニーズに合った住宅をつくる余地を生み出し、地域経済の活性化にも寄与するものと考えられる。

6. 「住まいの終活」が当たり前になる社会に向けて

日本は、今、人口が減少しても、それなりの暮らしが成り立つ街へと作り変えるために非常に重要な時期となっている。私たち一人ひとりが「住まいの終活」をすることは、今あるまちに新たな所有者・利用者が流入できる「素地」をつくることに他ならない。そのことが結果として、まちの世代交代を促し、ひいては次世代にとっても引き継ぎたいと思える衰えぬ街の価値を生み出すことにつながっていく。

そのためには、「住まいの終活」が当たり前になる社会を目指し、様々な分野の専門家同士が、これまでの縦割り体質から脱却し、真の意味で協働する新たなビジネス分野として構築できるかが鍵を握るといえよう。

土地の表示に関する登記の沿革(17)

都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事
新井 克美



第10 国土調査事業

続きから(3 地籍調査の成果と表示に関する登記は、会報4月号(No.759掲載)

(5) 地籍調査の問題点

ア 登記所における地籍調査に係る処理体制に関する問題

(ア) 登記簿・台帳の一元化前の登記制度と台帳制度

a 登記所は、戦前は裁判所の機関として、旧登記法(明治19年法律第1号)の制定後、民法の施行を受けて制定された旧不動産登記法の下で、登記事務を処理してきた。不動産登記法は、私的自治の原則を基本原則の一つとする民法の手続法であるから、「申請主義」が原則である。すなわち、登記官は申請がなければ登記をすることはないのが原則である。

b 登記簿・台帳の一元化前(表示に関する登記制度創設前)においては、登記所では、所有権の保存の登記をする場合は、申請書に添付された土地台帳謄本に基づき、土地の登記簿の表題部に、申請に係る土地の物理的情報を記載した上で、その甲区に、所有権の保存の登記を記載した。登記所における表題部に関する登記は、土地台帳の存在を前提としていたのである。

また、一筆の土地の一部を売買した場合は、先ず、税務署において、土地台帳において分筆の登録(注)後、登記所において、分筆登録後の土地台帳謄本を提出して、分筆の登記の申請をしなければならなかった。したがって、当時の分筆の登記の性質は、形成的登記ではなく、報告的登記であった。

c 税務署は、地租徴収目的の課税台帳として、土地台帳に、課税標準である賃貸価格(地租法制定前は地価)、地租額及び納税義務者(所有者等)とともに、その課税標準価格の均衡・適正を図るため、課税対象土地の物理的状況を登録した。すなわち、土地台帳は、課税台帳であると同時に、地

籍に関する台帳(地籍簿)として、不動産登記制度の基礎となるものであった。

土地台帳への登録は、原則としてその所有者の申告を受けて行うのであるが、究極的には、税務署が職権に基づいて行うことができる手続構造となっていた。

d 昭和22年、法務庁設置に伴う法令の整理に関する法律(昭和22年法律第195号)により、司法省は法務庁に改められた(昭和23年2月16日施行)。その後、昭和24年、法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和24年法律第137号)により、登記所は、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄することとなった(昭和24年6月1日施行)。

そして、昭和25年、土地台帳法等の一部を改正する法律(昭和25年法律第227号)により、登記所は、税務署から土地台帳の移管を受けた(昭和25年7月31日施行)。

しかし、税務署から登記所への正規職員の異動は皆無であった。登記所は、申請主義に基づく登記事務に加えて、職権主義に基づく新たな台帳事務について、暗中模索の状態で処理した。

(イ) 国土調査法の制定と登記所の手続

a 昭和26年、国土調査法(昭和26年法律第180号)が公布された(昭和25年6月1日施行)。制定当初の国土調査法第20条第1項は、「……国土調査の成果を認証した場合……、当該調査に係る土地の登録の事務を掌る登記所に当該成果の写を送付しなければならない」と規定していた。そして、同条第2項は、「登記所……は、前項の規定による送付に係る地図及び簿冊に基いて、土地台帳……の記載を改めなければならない」と規定していた。すなわち、登記所は、国土調査の成果については、土地台帳の修正は行うが、登記簿表題部の修正は行わなかった。この趣旨は、土地台帳は職権主義であるため登記官が国土調査の成果に基づき

職権で土地台帳の修正を行うことができるが、登記簿は私的自治の原則が働く民法の手続法であるため、申請がなければ表題部に関する登記であろうとも登記官が職権で修正することができないという考え方によるものであろう。

国土調査の成果が送付された登記所は、形式的に、地籍簿に基づいて土地台帳を訂正するとともに、地籍図を土地台帳施行細則(昭和25年法務府令第88号)第2条第1項の規定に基づく地図として備え付けた。

b 昭和32年、国土調査法の一部改正(昭和32年法律第148号)により、登記所は、国土調査の成果に基づき、土地台帳の訂正のみならず、表題部の変更又は更正の登記を行うこととされた。

c 昭和35年、不動産登記法の一部を改正する等の法律(昭和35年法律第14号)により、表示に関する登記制度が創設されるとともに、土地台帳法が廃止された。これにより、国土調査法第20条の規定が改正され、登記所は、送付に係る地図及び簿冊に基づいて、土地の表示に関する登記をしなければならないことが規定された。

d なお、昭和38年、商業登記法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和38年法律第126号)により、不動産登記法が改正され、「登記官吏」は「登記官」に改められた。

e 以上の経緯から、これまで申請主義に基づく登記事務を行ってきた登記所においては、登記簿を帳簿式登記簿からバインダー式登記簿への編てつ替えの作業を開始する一方、税務署から土地台帳事務の経験者の異動もない中で、新たな職権主義に基づく台帳事務の処理を開始した、その直後に、国土調査に基づく土地台帳事務が加わった。さらに、いわゆる朝鮮特需により登記事件が増加した。

このような状況の中で、土地台帳に関する事務あるいは国土調査に基づく土地台帳事務が適正かつ迅速に処理されたか、疑問なしとしない。

(注) 名古屋高等裁判所昭和49年5月21日判決(判例時報765号79ページ)は、土地台帳法による分筆手続について、土地の事実上の形状変更とは無関係に、土地台帳上において一筆の土地を二筆以上の土地に変更して土地台帳に登録する処分、すなわち、所轄税務署長が申告によって

提出された地形図、測量図等の資料を相当と認めてあるいは職権による実地調査の結果に基づいて土地台帳に土地台帳法第5条所定の登録をしたときに分筆行為は完了し、分筆の効果が生ずるものと解するのが相当である旨を判示している。

イ 一筆地調査に関する問題

a 地籍調査の一筆地調査は、調査素図、調査素図一覧図及び地籍調査票を作成して着手する(作業準則15条)。調査素図は、登記所の地図又は地図に準ずる図面を複写して作成し(作業準則16条)、筆界の調査は、調査素図に基づいて行う(同準則23条1項)。

筆界の調査について、地籍調査作業規程準則第30条は、第1項において「筆界は、慣習、筆界に関する文献等を参考とし、かつ、土地の所有者その他利害関係人又はこれらの代理人の確認を得て調査するものとする」とのみ規定し、同条第2項ないし第4項は所有者等について立会いが得られない場合及び所在が明らかでない場合の取扱手続を規定している。

なお、地籍調査作業規程準則は、地籍測量に関しては第37条から第84条まで詳細な手続規定を設けているほか、国土調査法施行令(昭和27年政令第59号)においても規定しているのに対して、筆界の調査に関する規定は、極めて簡単である。これは、国土調査法施行当時は、食糧増産対策として早急に国土調査を実施する必要があった農村地域(市街地への国土調査は想定していなかったのではないか。)については、人口の農村地域から都市地域への社会移動はなく、未だ農村域の共同体社会が機能していたため、土地所有者や村の有力者又はこれらの代理人の確認を得ることによって、筆界は容易に確認することができる、と考えていたのであろうか。

b 国土調査法が施行された時期(昭和26年6月1日)は、土地台帳が税務署から登記所に移管された(昭和25年7月31日)直後であり、地籍簿が登記所に送付された場合における土地台帳事務の取扱いは、税務署当時における土地台帳事務の取扱いが踏襲された(注1)。土地台帳事務においては、

地積や地図の誤謬を訂正する場合には、当該申告書に、隣接地所有者の承諾書を添付する取扱いであった(本誌754号13ページ参照)。

このような土地台帳における地積・地図の誤謬訂正における隣接地所有者の承諾書添付の取扱いが、地籍調査における一筆地調査の手續に影響を与えていたものと推察される。

c 大審院は、当初、一筆の土地の一部について、取引(大審院大正3年12月11日判決一大審院民録20巻1,085ページ)や取得時効(大審院大正11年10月10日判決一大審院民集1巻575ページ)を認めていなかったが、大正13年10月7日の連合部判決において、一筆の土地の一部について、取引(大審院民集3巻576ページ)及び取得時効(大審院民集3巻509ページ)について、それぞれ容認した。一筆の土地の一部についての譲渡や時効取得が認められると、一筆の土地の一部の譲渡や時効取得によって、境界(地番と地番との境界)とは異なる所有権の帰属範囲が生ずることがあり得ることになった(本誌758号参照)。

d そして、昭和31年12月28日、最高裁判所は、境界は、異筆の土地の間の境界であって、客観的に固有するものであるから、当事者の合意によって変更処分することはできないものであり、境界合意の存在は境界判定の一資料にすぎない旨を判示した(本誌758号参照)。すなわち、境界は、公法上のものとして客観的に定まっていて、当事者の処分が許されないものである(東京高等裁判所昭和37年7月10日判決一下級民集13巻3号1391ページ)、というのである。

e 地籍調査は、明治初期の地租改正事業によって創設され、登記記録に記録された土地(地図に準ずる図面に描画された土地)の筆界を現地で確認し、明確化するもの(これを「修正主義」ということがある。)であって、新たに筆界を創設するもの(これを「現況主義」ということがある。)ではない(注2)。

しかし、当初の地籍調査は、筆界の確認をして土地台帳を修正する(修正主義)ではなく、所有者間の合意により、現況の境界に基づいて土地台帳を修正する(現況主義)によっていた事例が散見された(注2)。

f 「筆界」とは、「表題登記がある一筆の土地(以下単に「一筆の土地」という。)とこれに隣接する他の土地(表題登記がない土地を含む。以下同じ。)との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線をいう」と定義されている(不登法123条1号)。

なお、地籍調査作業規程準則第30条第1項は「筆界」という用語を用いているが、これは、土地の私法上の境界(所有権界)と公法上の境界(筆界)の区別を明確にしていたものではないであろう。

g 表示に関する登記事務を処理している登記官は、筆界の認定に当たって苦慮している事例が多く、また、不動産登記法において筆界特定制度が新設された(平成17年法律第29号)状況に鑑みると、現況主義に基づいて境界を確認するのであればともかく、修正主義に基づいて筆界を確認するためには、地籍調査作業規程準則において、詳細な一筆地調査に関する事務処理基準を設ける必要があろう。

国土調査の成果の送付を受ける登記所においては、国土調査の迅速処理を図る観点のみならず、地図の積極的な整備を図る観点から、地籍調査の一筆地調査の手續について、事前に、積極的な関与と協力が望まれる。

また、一筆地調査の作業には専門知識のある民間の知見の活用が望まれる。すなわち、「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」(令和元年法律第29号による改正後の土地家屋調査士法1条)であり、登記所に送付された地籍図を最も多く利用する土地家屋調査士は、この一筆地調査の作業に積極的に関与することが望まれる。このためには、日本土地家屋調査士会連合会は、法務局における地図作成作業受託で得た経験を集積して、一筆地調査の作業を、全国的に、低廉、迅速かつ効率的に実施するノウハウを早急に構築し、各単位会を指導する必要がある。

(注1) 土地台帳を登記所に移管する旨を定めた土地台帳法等の一部を改正する法律(昭和25年法律第227号)は、土地台帳事務の移管に必要な最小限度のものにとどめられ、土地台帳制度(表示に関する登記制度)の根本的な改正

は後日に委ねられた(新谷正夫・川島一郎「改訂土地家屋台帳法解説(復刻)」6ページ)。

(注2) 鮫島信行「新版日本の地籍」104ページは、「一筆地調査で最も大事なことは修正主義の採用だ。地籍調査は元々存在した筆界を現地で再確認し明確化するもので、新たに筆界を創設したり移動したりするものではない。元々存在した筆界とは、明治の地租改正の際に確認された筆界、すなわち土地台帳付属地図(公図)に示された筆界のことだ。地籍調査は、権利関係や現地の筆界を変えることなく、地図を修正する作業だ。このため修正主義という用語が使われている。この反対が現況主義だ。現況主義は、過去に確認された境界ではなく、現に存在する境界を新たな筆界として調査することをいう。修正主義による調査も現況主義による調査も結果は一致することが多いが、元々の筆界を超えて土地が占有されているような場合に、現況主義で調査すると権利の侵害が生じる恐れがある。このため一筆地調査では現況主義ではなく、修正主義を採っている。」と述べている。

ウ 一筆地調査における地積測量図の取扱いに関する問題

(ア) 土地台帳における地積測量図の取扱い

a 税務署当時における土地台帳は、地籍簿としての役割を有するものの、その主たる目的は、課税台帳として、地租の課税標準の把握にあった。したがって、当時の地積測量図の提出目的は、土地台帳に登録された一筆の土地の筆界を明らかにする機能(筆界特定機能)としては認識されておらず、土地台帳に登録される土地の課税標準の基礎となる地積を明らかにする機能(地積積算機能)にあったものと考えられる。

このため、地租法施行規則(昭和6年勅令第47号)第6条第2項及び土地台帳法施行規則(昭和22年勅令第113号)第8条第1項は、分筆の申告書には地積測量図を添付すべき旨を定めていたが、地

租事務規程(昭和10年8月1日東京税務監督局訓令第6号)第55条は、分筆申告書には、地積に増減のない場合は地形図(分筆境界点に対して屈曲点を起点として間数を記入したもの)を、地積に増減ある場合及び必要と認める場合は測量図を、それぞれ添付すべき旨を定めており、また、同規程第56条本文は、「分筆地ノ地積ハ一方ヲ測量シテ之ヲ原地ノ地積ヨリ控除シタルモノヲ以テ他ノ一方ノ地積ト為スモ妨ケナシ」と規定し、残地計算を認めていた。そして、地積測量図は申告書とともに廃棄される取扱いであった。

b 土地台帳が税務署から登記所に移管された後においても、地積測量図の取扱いは、税務署当時の取扱いが踏襲された。すなわち、土地台帳法施行細則(昭和25年法務府令第88号)第12条第2項は、新たに土地台帳に登録すべき土地に関する申告書若しくは分筆の申告書又は地積に異動のある申告書には、地積測量図を添付すべき旨を定めていたが、土地台帳事務取扱要領(昭和29年6月30日民事甲第1321号民事局長通達)第64は、分筆の申告をする場合、登記官が提出の必要を認める場合を除き、土地台帳の地積に増減がないときは、地積測量図に代えて、地形図(分筆境界点に対して屈曲点を起点とした間尺を記載した図面)を提出させて差し支えない旨を規定し、また、同取扱要領第9は、分筆地の地積を定めるには、その一方の地積を測量し、原地の地積から控除した残地をもって他の一方の地積とすることができ旨を規定していた。そして、同取扱要領第21第2項は、地積測量図は、土地申告書につづり込み、10年間保管する旨を規定していた。

c このような土地台帳事務における地積測量図の取扱いを前提として、地籍調査における一筆地調査においては、筆界確認資料としては地積測量図の重要性を認識していなかったのではないかと推察される。

(次号へつづく)

日本土地家屋調査士会連合会事務局

本号から各土地家屋調査士の事務局紹介をいたします。前回の紹介(平成21年度の会報6月号(No.629))から10年を経て現在の様子をお伝えすべく、初めに、日本土地家屋調査士会連合会の事務局の紹介から始めます。

連合会は、JR総武線、都営三田線の水道橋駅から徒歩5分ほどの東京都千代田区神田三崎町にあります。建物は7階建てで、4～6階を連合会使用しております。1～3階は東京土地家屋調査士会、7階には東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会があります。連合会の事務局は5階にあり、4階は会議室を中心とし、6階には会長室や役員執務室があります。

令和2年4月1日現在、連合会事務局には、事務局長ほか総勢23名で事務を行っております。各職員の氏名、主な担当事務は次頁をご参照ください。

土地家屋調査士制度制定70周年を迎え事務局職員一同、一丸となって、なお一層の円滑な会務運営のための事務処理に努めてまいりたいと思っております。全国の土地家屋調査士の役・職員の皆様、また、会員の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

事務局内



後列左から、中邑職員、狩野職員、矢吹職員、本間職員、佐藤(友)職員、桐岡職員、三津谷職員
中列左から、亀山職員、竹田職員、市川職員、倉野職員、陶山職員、森田職員、樋口職員、佐藤(奈)職員
前列左から、青木主任、高橋課長、森次長、塚原事務局長、山崎次長、堀江課長、北村課長

＜連合会事務局体制＞

(令和2年4月1日現在)

所属課	役職名	担当	職員名	主な事務内容
	事務局長		塚原 敏充	事務局総括
	事務局次長	業務・調査課担当	森 豊	業務・調査課総括 全調政連関係
	事務局次長	総務課担当	山崎 充行	総務課総括 人事関係
総務課	課長		北村 和也	総務課統括
		総務担当	市川 友貴代	総務部関係 総会・会長会議等関係 大規模災害対策関係 顕彰関係
		庶務担当	樋口 嘉津子 佐藤 奈穂子 新谷 友里恵 (育児休業中)	総務補助、庶務全般 役員出張関係
		登録担当 電子証明担当	陶山 藍子 森田 竜一 本間 千尋 三津谷 勤	土地家屋調査士登録・法人登録関係 電子証明書関係
	主任	財務・会計担当	青木 紀夫	財務部関係 共済会関係 国民年金基金関係 一般会計・特別会計関係
			狩野 亘 倉野 紋帆	
業務課	課長	広報担当兼務	堀江 崇	業務課統括 制度対策本部関係 広報部関係
		業務担当 オンライン登記推進室担当	桐岡 拓也	業務部関係 登記基準点関係 日調連技術センター関係 オンライン登記推進津関係
		研修担当	佐藤 友里子 矢吹 健太	研修部関係 特別研修関係 CPD 関係
		広報担当	亀山 雅子	広報部関係 会報関係
		社会事業部担当 70周年記念事業実行委員会担当	竹田 匡也	社会事業部関係 地図対策室関係 日調連ADRセンター関係 筆界特定制度推進委員会関係
調査課	課長	研究所担当兼務	高橋 敏	調査課統括 制度対策本部関係
		制度対策担当 研究所担当	中邑 亮	制度対策本部関係 研究所関係 情報収集及び統計の作成

桐栄サービス (電話・FAX 共：03-5282-5166)

取締役社長 森本 英彦

(有) 桐栄サービス関係、日調連共済会関係



桐栄サービス 森本社長



ちしき
広報キャラクター「地蔵くん」

鳥取会

『鳥取会の広報活動について』

鳥取県土地家屋調査士会 広報部長 中田 洋一

我らが鳥取県土地家屋調査士会は、都道府県を単位とすれば最も会員数の少ない会となります。現在、71名(令和2年3月現在)の会員が所属しています。

鳥取県は、言わずと知れた日本の都道府県で最も人口が少なく、市の数も4つと最も少ない県です。県内総生産額も最小となります。しかしながら、人口が少ない分、人と人の距離は近く、近所はみんな顔見知り、知り合いばかりとなり、もめ事が少ないおおらかな県であるといわれています。

そうはいっても土地家屋調査士という名は、他会が知名度向上への広報に苦慮しているのと同様に、鳥取会でも土地家屋調査士への認知度の低さ、馴染みのなさは日々の業務等の中でも轟々と感じることができます。会員数の少なさは、広報活動において予算面だけでなく、マンパワーとしても不足する要因となっています。そのため効率の良い広報活動が不可欠となっています。

鳥取県では、県内の10の専門家団体で構成する、「士業団体連絡協議会」があり、鳥取会も構成団体として参画しております。土地家屋調査士の他、司法書士、弁護士、行政書士、不動産鑑定士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、弁理士、公証人の専門家団体が集まり勉強会などを開催し活動しております。その中で毎年10月頃に「暮らし・経営なんでも相談会」と題して無料相談会を開催しています。本年度で20回目となります。毎年、様々な問題や、悩みなどを抱えた方に来場いただき、10の専門家の知識を用いて相談に応じております。

その他にも、鳥取会も構成団体となっている「とり空き家利活用推進協議会」と「鳥取県宅地建物取引業協会」「全国宅地建物取引業保証協会鳥取本部」が主催する「空き家・空き土地・不動産こまりと無料相談会」にも参加し、不動産取引、リフォーム、空き地問題などに関する相談に、土地家屋調査士ならではの観点から解決策、提案をさせていただいています。

全国一斉不動産表示登記無料相談会等のほか、鳥

取会単独の相談会はなかなか実施できておりませんが、他業種との合同の相談会、構成団体になっている各種協議会等のイベントに参加するなどし、社会貢献活動を行いながら、鳥取会単独事業だけでは出会うことのできない方にも、土地家屋調査士の専門性を広報し、皆さんに認知していただけるよう努力しております。

次に、鳥取会の広報グッズを紹介いたします。

鳥取会では「未登記建物解消宣言」と銘打ってロゴを作成し、様々なグッズに印刷するなどし、活用しております。

角2サイズの封筒は、県下の各市町村役所へお願いし、窓口等で利用していただいております。



①角2封筒
「未登記建物解消宣言」のロゴ入り封筒

クリアファイルは、全会員に配布し日々の業務等での積極的な利用をお願いし、会員一人一人が広報員として活動しております。



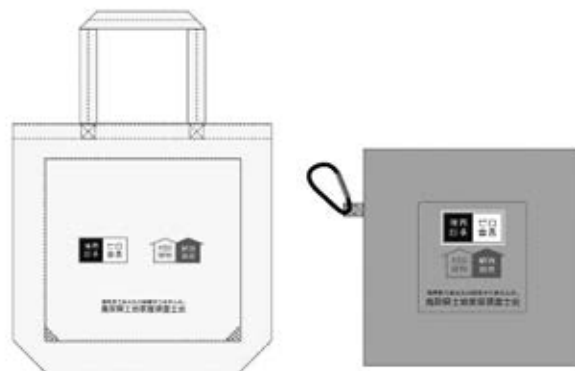
②クリアファイル
裏面には「地識くん」のロゴも

その他に、マグネットクリップや、トートバッグ等を作成し、各種のイベント、相談会等の、来場者、相談者に配布し、土地家屋調査士の制度、業務内容等の認知、理解の向上に役立てております。



③マグネット
「境界紛争ゼロ宣言」と「未登記建物解消宣言」

鳥取会では大きな広報活動は行っておりませんが、会員一人一人の日々の業務や各種イベント、相談会等への参加により、より皆様に土地家屋調査士を知っていただけたと思い地道に活動しております。



④オリジナルトートバック・エコバック
制度広報として活躍大

広島会 『広島県土地家屋調査士会の広報活動』

広島県土地家屋調査士会 広報部長 下田 兼次

ここ数年、土地家屋調査士試験の受験者数は5,000人を下回っております。残念ながら土地家屋調査士の認知度は低いことを認めざるを得ません。「少しでも土地家屋調査士の認知度を高めたい。」その思いの下、広島県土地家屋調査士会におきましても、広報活動を継続して展開しております。
今回は、その中の2つの活動を紹介いたします。

1 「中学生職業実習体験」の取組について

当会は、広島市内の某中学校からの要望に応じて、毎年、職場実習体験(いわゆるインターンシップ)を受け入れております。今年度は令和元年10月7日、8日の二日間、2年生1名を対象として行いました。

なぜ1名かと申しますと、学校内で、どの受入先に実習に行きたいか事前にアンケートを取ったところ、大勢の生徒さんの中で、僅か1名の希望にとどまったということです。この辺にも、土地家屋調査士という名前が知れていないと実感させられました。

(1)一日目

午前中は、広島県土地家屋調査士会館で、まず、土地家屋調査士と不動産登記についての講義を行いました。土地家屋調査士の仕事をまとめたVTRを見てもらい、簡単ではありますが不動産登記について説明をしました。また、私たちが土地家屋調査士になった動機や学生時代のこと、社会人として自身の体験等、「働く。」ということを、私たちの言葉で伝え

たところ、生徒さんは懸命に聞き入ってくれました。

午後からは、建物表題登記についての講義を行いました。建物表題登記がどのような場合に行われるのか、どのような手続を行うのか、説明しました。そして、実際の建築確認済証を見ながら具体的な現地調査を体験してもらいました。確認済証の平面図を基に、建物の外に出て建物調査を行います。「この箇所は床面積に算入するべきか？」等、少し難しいことを考えてもらいながら調査した後、CADソフトを使って建物図面、各階平面図の作成を体験してもらいました。

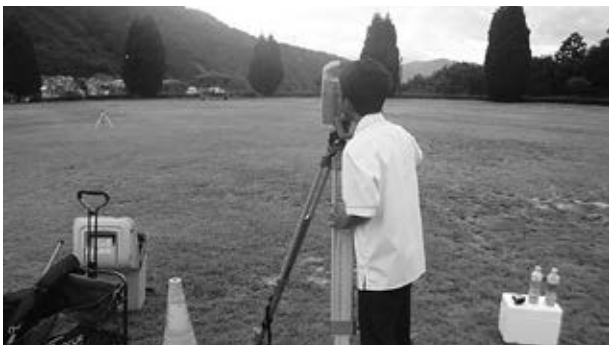
(2)二日目

広島市内の某公園をお借りしての測量実習です。まずはトータルステーションを使用して測量を行いました。機器の据え付けにも、生徒さんの真剣な姿勢が見られて良かったです。この測量が終わった後、続いてはドローンを用いた測量実習に取り組みました。初めて見るドローンに生徒さんはとても興味深

そうでした。生徒さんにも少しドローンを操縦してもらい、地上70メートルの空中から公園全体を空中撮影して午前の実技は終了しました。

昼食後は事務所に場所を移して、測量計算を行い公園の面積を算出しました。さらに、公園を面積が均等になるように二区画に分筆する設定で、分筆線の計算を行いました。

その後、ドローンによる空中撮影を解析したデータを確認しました。その三次元モデルのデータをみて、生徒さんはとても感動しておりました。こうして、未来の土地家屋調査士になるかもしれない卵が一つ誕生したと思うと、講師を務めた甲斐がありました。



初めてのトータルステーションに戸惑いながらも頑張る生徒さん。

2 「ものづくり人材育成日本プロジェクト」への協力について

令和元年10月10日、広島県内の高校において行われた、令和元年度「ものづくり人材育成日本プロジェクト」技能検定の測量部門の審査員として参加しました。

「ものづくり技能検定」は、広島県教育委員会の主催によるもので、県立の工業高校及び工業系学科を設置する高等学校の生徒さんを対象として、“ものづくり”に対する高い「技と心」をはぐくむ取組を実施することにより、新たな時代に求められる「高い技能を有し、ものづくりに対する『情熱』や『積極性(探求心)』などを有した人材」を育成することを事業目的に掲げられています。

プロジェクトは、「スキルアップセミナー」と「ひろしま“ものづくり”技能検定」に大きく分けられており、技能検定は、県内のものづくり企業団体の協力を得て、オリジナルの検定を実施し、技能レベルの“見える化”と“企業との共有化”を図ることを目的とされています。

検定には、旋盤作業部門、電気工事部門、電子回路組立部門、化学分析部門、木材加工部門、測量部門と6部門から構成されており、私たちは、測量部

門への協力を行っております。

検定は、6部門それぞれで、10級から1級までの段階に区分されており、10級から6級の検定は各学校で実施され、5級から1級は企業等が協力し、検定には、工業科の生徒さん全員が参加されます。例えば、5級の検定内容は「測量機器による測角と測距」とされており、測量機器の備付能力、観測手簿の記入等を審査します。

この度は、5級の検定に2名、4級の検定に6名、3級の検定に4名、2級の検定に2名、1級の検定に1名の合計15名の生徒さんが受験されました。

5級・4級は、3測点(三角形)の内角測定を行います。3級から1級は5測点(五角形)の測量です。生徒さんたちはその検定内容により、決められた時間内で各々の課題をクリアしなければなりません。

私たち審査員は、受験する生徒の姿勢、測量器具の取扱い方、作業手順等を注視して審査を行います。時には、測量の手順を間違えている生徒がおられて、思わず声を掛けたくりますが、そこは審査員として我慢し、じっと見守ります。その生徒さんも途中で自分の間違いに気が付き、作業をやり直し無事時間内で検定を終えることができました。

測量の検定審査を終えた後、各生徒さんの観測手簿の審査を行います。普段の授業ではなんでもないことですが、やはり検定という独特の雰囲気や、時間制限の焦り等で、ケアレスミスをしている生徒さんも若干おられましたが、受験したほとんどの生徒さんが合格でした。残念ながら合格できなかった生徒さんも、もったいないミスが原因であり、次の検定では必ず合格してもらえるところです。

検定後、生徒さんから、土地家屋調査士の仕事について質問を受けました。検定を受験した生徒さんたちが、土地家屋調査士に少しでも興味を持ってくれたことはとても嬉しく思いました。この生徒さんたちの中から、将来を担う土地家屋調査士が誕生してくれることを期待します。



3級検定中(検定を受けない生徒さんが傘のサポート)

会長レポート

REPORT

3月16日
～4月15日

3月

25日、26日

第7回総務部会

会則改正を控える連合会総会、各会の総会への対応につき、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮した開催方法等につき、早急に法務省との協議に入るようお願いしました。

26日

参議院国土交通委員会傍聴

土地基本法、国土調査法改正の審議を傍聴しました。豊田俊郎参議院議員が、土地所有者の責務などについて質問に立たれました。土地家屋調査士の業務にも関係する法改正となりますので、会員の皆さんも注視していただけたらと思います。

30日

第11回正副会長会議

今年度の総括及び来年度の事業計画・予算等、翌日の常任理事会の進行及び電子会議の進め方について協議しました。

31日

第8回常任理事会

今年度の事業経過と決算、来年度の事業方針大綱、事業計画及び予算に絞った常任理事会を電子会議で行いました。議題を絞った会議を行うことで十分な議論の結果、70周年記念事業、感染症対策等にも対応できる予算が組めたのではないかと思います。皆さんどうもありがとうございます。

4月

1日

法務省民事局民事第二課所有者不明土地等対策推進室長退任挨拶の応対

江口幹太室長と、佐藤丈宜局付が異動の挨拶に見えられました。江口室長は、法務省人権擁護局人権啓発課長へ移動されとのこと、以前に民事第

二課におられたとき、東京法務局時代、そして、民事第二課地図企画官・室長と長い間お世話になりました。また、佐藤局付は、熊本地裁へ異動されとのこと、土地家屋調査士法改正などいろいろお世話になりました。今後とも、よろしくお願いいたします。

1日

山下貴司衆議院議員来会の応対

山下貴司元法務大臣が来会され、土地基本法、国土調査法等の改正や民法・不動産登記法改正の中間試案に対するパブリックコメントについて報告をいただき、意見交換いたしました。土地家屋調査士に対するご支援、本当にありがとうございます。

3日

東京法務局 総務部長、民事行政部長及び民事行政部次長挨拶の応対

東京法務局の岩崎琢治総務部長、伊藤敏治民事行政部長、神崎強民事行政部次長が着任の挨拶に見えられました。感染症の影響で、法務局窓口も大変であろうと思われますが、東京会共々よろしくお願いいたします。

自由民主党 団体総局長 櫻田義孝衆議院議員来会の応対

日頃お世話になっている、櫻田衆議院議員が連合会に見えられました。椎名勤全調政連会長と共に、いろいろなお話をさせていただきました。

法務省民事局民事第二課との打合せ

民事第二課長をはじめ法務省の皆さんと感染症の影響による連合会及び各土地家屋調査士会の総会の開催方法等について、協議をし、早急な対応をお願いいたしました。

8日

株式会社きんざい役員就任挨拶の対応

一般社団法人金融財政事情研究会代表理事竹崎巖専務理事が就任の挨拶に見えられました。土地家屋調査士の業務に関連したものなど、新しい企画による編集等についてお話させていただきました。今後ともよろしくお願いいたします。

8日、9日

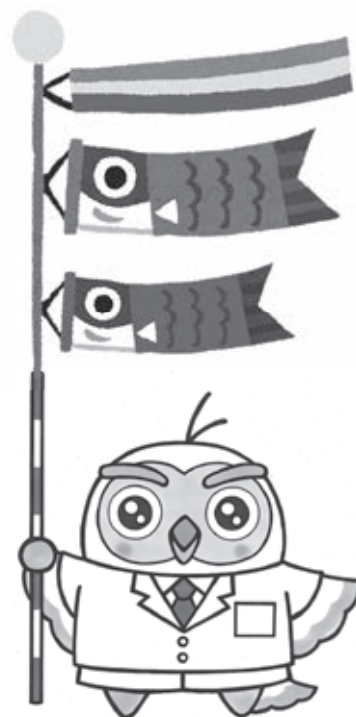
第1回常任理事会(電子会議)

決算予算を始め、連合会総会への提出議案、各土地家屋調査士会への伝達事項など、電子会議でしたが、十分な議論ができたと思います。次回理事会で審議いたします。

10日

中央更生保護審査会との打合せ(土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウムについて)

元法務省民事局長であり元東京高等裁判所長官の中央更生保護審査会倉吉敬委員長に、令和2年10月26日に行う予定の制度制定70周年記念シンポジウムのパネリストとして登壇いただきたく、挨拶に伺いました。当日を楽しみにしていると、おっしゃっていただき、快く引き受けていただきました。よろしくお願いいたします。



広報キャラクター「地識くん」

3月

17日

第3回調測要領委員会

<協議事項>

- 1 「土地家屋調査士 新調査・測量実施要領」(仮称)について

17日、18日

第6回研修部会

<協議事項>

- 1 令和2年度土地家屋調査士新人研修について
- 2 年次研修について
- 3 eラーニングコンテンツについて
- 4 特別研修について
- 5 土地家屋調査士「会員必携」について
- 6 土地家屋調査士CPDについて
- 7 人材育成に関する投稿文について
- 8 令和2年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)について

18日

第7回業務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 2 登記測量に関する事項について
- 3 令和2年度予算(案)及び令和元年度事業執行見込みについて
- 4 会議日程について

18日、19日

第6回財務部会

<協議事項>

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 4 ブロック協議会及び土地家屋調査士会への助成の在り方について
- 5 事務引継書「第3懸案、留意事項等」への対応について
- 6 令和2年度予算(案)について
- 7 公益財団法人日弁連法務研究財団に支払う特別研修の委託費用について
- 8 第6回監査会への対応について

24日、25日

第6回社会事業部会

<協議事項>

- 1 公共嘱託登記の環境整備に関する事項について
- 2 地図の作成及び整備等に関する事項について
- 3 土地家屋調査士会ADRセンターに関する事項について
- 4 令和2年度社会事業部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 5 令和2年度における会議の開催日程について

25日、26日

第7回総務部会

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の一部改正(案)について
- 3 土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正(案)について
- 4 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和元年追加)」について
- 5 法定相続情報証明制度の質疑事項集の更新について
- 6 土地家屋調査士会等からの照会対応について
- 7 連合会費に係る土地家屋調査士会から報告される会員数と連合会の登録における会員数との照合について
- 8 電子会議システムの構築について
- 9 令和3年(2021年)土地家屋調査士手帳の作成について
- 11 令和2年度総務部事業計画(案)における具体的な内容について
- 12 第77回定時総会提出議案及び運営等について
- 13 令和2年度第2回全国ブロック協議会長会同の日程について
- 14 土地家屋調査士法等に基づく各種手続のオンライン化について
- 15 会議等における費用助成の基準の一部改正(案)について

26日

第1回電子証明運営委員会

<協議事項>

- 1 セコムトラストシステムズ株式会社と締結している「登録局業務に関する委託契約書」の契約解除について
- 2 土地家屋調査士電子証明書未発行会員への対応について

- 3 2020年4月以降の土地家屋調査士電子証明書の発行日について

30日

第11回正副会長会議

<協議事項>

- 1 令和元年度第8回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について
- 2 会議等における費用助成の基準の一部改正(案)について
- 3 令和元年度事務所形態及び報酬に関する実態調査業務委託に係る費用の事故繰越について
- 4 認定登記基準点設置事業に係る令和2年度の補助金に関する通知について
- 5 新型コロナウイルス感染症の影響に係る令和2年度土地家屋調査士新人研修及び第15回土地家屋調査士特別研修への対応について
- 6 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業「登記制度創造プロジェクト」担当者会同(電子会議)を開催するための手続について
- 7 第77回定時総会の開催方法について
- 8 令和2年4月以降の各種会議の開催について

31日

第8回常任理事会

<協議事項>

- 1 令和2年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について
- 2 会議等における費用助成の基準の一部改正(案)について
- 3 令和元年度事務所形態及び報酬に関する実態調査業務委託に係る費用の事故繰越について
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響に係る令和2年度土地家屋調査士新人研修及び第15回土地家屋調査士特別研修への対応について
- 5 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業「登記制度創造プロジェクト」担当者会同(電子会議)を開催するための手続について
- 6 第77回定時総会の開催方法について
- 7 令和2年4月以降の各種会議の開催について
- 8 第35回写真コンクールの実施方法の変更にについて

4月

1日、2日

第1回広報部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 広報ツールの作成及び活用について

- 2 土地家屋調査士白書の発刊について
- 3 社会連携事業としての組織強化について
- 4 各土地家屋調査士会及びブロック協議会との情報共有について
- 5 会報の編集及び発行に関する事項について
- 6 令和2年度広報部事業計画(案)説明要旨及び具体的な事業内容について
- 7 令和2年度の会議日程について
- 8 ウェブサイトの改修について
- 9 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業の実施について

6日

第1回財務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和元年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
- 2 令和2年度一般会計及び同特別会計収入支出予算(案)について

7日、8日

第4回調測要領委員会(電子会議)

<協議事項>

- 1 「土地家屋調査士 新調査・測量実施要領」(仮称)について
- 2 第5回及び第6回調測要領委員会について

8日、9日

第1回常任理事会(電子会議)

<審議事項>

- 1 令和2年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について
- 2 令和元年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の一部改正(案)について
- 5 令和2年度事業方針大綱(案)及び同事業計画(案)について
- 6 令和2年度一般会計及び同特別会計収入支出予算(案)について
- 7 第77回定時総会提出議案について

15日

第1回特別研修運営委員会(電子会議)

<協議事項>

- 1 第15回土地家屋調査士特別研修について
- 2 第16回土地家屋調査士特別研修について

3D レーザースキャナー研修会 for 土地家屋調査士に参加して

令和2年1月17日(金)に開催されたライカジオシステムズ株式会社主催の「第1回 3Dレーザースキャナー研修会 for 土地家屋調査士」に参加してきました。

まず、3Dレーザースキャナーとは何ぞや？それは土地家屋調査士の業務に使えるのか？といった疑問を皆様お持ちだと思います。私も同様に疑問を持っています。この研修では実際に3Dレーザースキャナーを業務に使用されている2名の土地家屋調査士を講師として、実際の使用事例を解説していただきました。

そもそも3Dレーザースキャナーとは何でしょうか？「そなんん知ってるわ！むしろそなんんも知らん奴が土地家屋調査士やってんのか！」と思った人はここから10行程度は読み飛ばしてください。ミルクボーイ風に説明をしてみます。「ウチのオカンがね、好きな測定の器械があるらしいねんけど、その名前忘れたらしいねん。」「ほんだら俺がオカンの好きな測定の器械一緒に考えてあげるから、どんな特徴いうてたか教えてみてよ。」「三脚の上でまあまああのスピードでくるくる回るやつや言うてた。」「3Dスキャナーやないかい？その特徴は完全に3Dスキャナーやがな。すぐ分かったよそんなんもん。」「俺も3Dスキャナーやと思てんけどな、死ぬ前に買う最後の器械もそれでいいって言うねんな。」「ほな3Dスキャナー違うか、もうちょっと詳しく教えてくれる？」この調子で続けるには無理があることに気付いたので、ここからは普通に説明することにします。

3Dレーザースキャナーはレーザーを照射することで、対象物の3次元座標(X、Y、Z)と色情報(R,G,B)を自動で取得する器械です。ライカジオシステムズ社のBLK360という機種では水平360度、鉛直300度の観測を約3分間で行い、毎秒最大36万点のデータを取得できます。イメージが湧きましたでしょうか？ネットで検索すれば実際に動いているときの動画などが見付かると思います。

取得した無数のデータを「点群データ」といいます。昨年の4月に火災にあったフランスのノートルダム大聖堂の点群データがあった！というニュースを耳にされた方もおられるかと思いますが、まさに

そういうデータを取得するのに利用する器械なのです。(参考までにノートルダム大聖堂の点群データをライカジオシステムズが公開しているYouTubeのサイトのQRコードを貼っておきます。)



ここまでで、おおむね3Dレーザースキャナーと点群データについては、ご理解いただけたことにしておきます。それでは果たしてこの器械は土地家屋調査士の業務に使えるのか？といった疑問が生じるかと思います。今回の研修では、実際に業務に3Dレーザースキャナーを活用している2人の土地家屋調査士から講義を聞きました。

まず、研修に先立って、ライカジオシステムズAGアジア担当執行役員マーク・コンカノン氏からの動画メッセージを頂きました。全て英語でしたが「皆さんようこそ、今日はありがとうございます。」みたいな意味だったと思います。

最初に外資系の企業らしく、パワーランチということで、準備されたお弁当をいただきながら、ライカジオシステムズの長塚様が「3Dレーザースキャナー市場の現在と将来」をご説明いただいた後、2名の土地家屋調査士の講演でした。

一人目は京都会の齋藤大輔先生が「土地家屋調査士の頭は捨て去れ。3Dスキャナーは甘くない。」との題目で講演をされました。齋藤先生は数年前から、いち早くレーザースキャナーを導入され、試行錯誤しながらも活用されています。土地家屋調査士の業務は4次元的な思考が必要なのに、実際の成果は2次元となることに疑問を感じ、その答えとして3Dスキャナーを導入。実際には土地家屋調査士業務に使っているというよりも、附随する業務として利用し、土地家屋調査士業務の受託につながっているとのこと。二人目は大分会の三宮浩輝先生が「土地家屋調査士の3Dレーザースキャナー使用事例」ということでご紹介いただきました。三宮先生は点群データを活用し、現場作業の効率化を考え、当初はドローンを利用して点群データを作成しておられましたが、ドローンの墜落を契機に3Dレーザースキャ

ナーの導入の検討をはじめ、熟慮を重ねた上で3Dレーザースキャナーを導入し、お客様に提案をされた上で実際の業務に使用されています。3次元でのデータ提供により、土地の利活用の検討がスムーズにいった事例も紹介されていました。

最後に、株式会社神戸清光の走出高充様が「3Dレーザースキャナーの観測事例紹介」で実際に会社の近くを3Dレーザースキャナーで観測したデータと、点群データから作成したVR（仮想現実）空間の中に入って移動するデモンストレーション等を見せていただきました。

まだまだ、3Dレーザースキャナーだけで業務ができるというほど環境が整っているわけではありませんが、例えば、平成の初頭には登記申請がオンラインでできるようになっていると想像できてなかったように、これからの技術発展においてどのような変化が起こるのかは誰にも想像できません。折しも今年は土地家屋調査士の制度制定70周年に当たる年でもあります。連合会から各单位会に「登記制度創造プロジェクト」をお願いしているところであり、

先行事例として札幌会では3Dレーザースキャナーを利用した旧北海道庁の3Dモデル作成をされておられます。制度制定80周年を迎える頃に、我々の業務がどのように変化しているのかを考える一助となった研修会でした。

研修部次長 東 良憲(奈良会)



第一回 3Dレーザースキャナー研修会 for 土地家屋調査士 2020年1月17日(金)

開始	終了		講義内容	講師
12:00	12:15	15 min	開会のごあいさつとお知らせ	大八木 正広
12:15	13:00	45 min	3Dレーザースキャナー市場の現在と将来 + パワーランチ	長塚 敬介
13:00	13:15	15 min	休憩	
13:15	14:15	60 min	土地家屋調査士の頭は捨て去れ。3Dスキャナーは甘くない。	齋藤 大輔 様
14:15	14:30	15 min	休憩	
14:30	15:00	30 min	土地家屋調査士の3Dレーザースキャナー使用事例	三宮 浩輝 様
15:00	15:10	10 min	休憩	
15:10	16:10	60 min	3Dレーザースキャナーの観測事例紹介	走出 高充 様
16:10	16:30	20 min	質疑応答 + 意見交換	ALL



eラーニングコンテンツ公開のお知らせ

公開したコンテンツ一覧

令和元年度制作

	コンテンツ名	CPD ポイント	時間	講師
1	土地家屋調査士基礎研修 民法講義「改正相続法(1)」	2	約2時間	相場中行
2	土地家屋調査士基礎研修 民法講義「改正相続法(2)」	2	約2時間	相場中行
3	土地家屋調査士の業務と成年後見制度	1	約1時間	清水敏晶
4	相続税・贈与税の改正の動向	1	約1時間	小林好文
5	事務所経営に関する問題(1) 所得税・法人税対策	1	約1時間	山田豊文
6	事務所経営に関する問題(2) 消費税	1	約1時間	小林好文
7	AIと社会情勢	1	約1時間	山田豊文
8	地縁団体の理解	1	約1時間	鈴木大介

アクセス方法

- ・ 「日本土地家屋調査士会連合会ホームページ」→「会員の広場」→「eラーニング」
- ・ 「会員の広場」へのアクセスにはID・パスワードが必要です。ご不明の場合には、連合会事務局までご連絡ください。

CPDポイント

- ・ コンテンツを最後まで視聴することで、自動的にポイントが付与されます。
- ・ 視聴履歴が残るため、複数回に分けて視聴しても差し支えありません。
- ・ 同じコンテンツを何度視聴しても、ポイント付与は初回視聴分のみとなります。



広報キャラクター「ちしき地識くん」

【重要】令和2年度土地家屋調査士新人研修 延期のお知らせ

日本土地家屋調査士会連合会

標記新人研修については、来る6月23日から3日間の日程で開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、同感染症の感染拡大を防止する観点から、同研修の日程を下記のとおり延期することとしました。

詳細につきましては、決定次第、所属(申込先)の土地家屋調査士会を通じて改めてお知らせいたします。
ご迷惑をお掛けしますが、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

記

延期後の日程 令和2年12月21日(月)～23日(水)

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書 に関するお知らせ

2020年4月1日以降、電子証明書は、事務手続上、火曜日までに電子証明書利用申込書の審査に合格した会員を対象に木曜日に発行し、同日、電子証明書のダウンロードに必要な書類が本人限定受取郵便で送付されます。

- ※ 木曜日が年末年始又は祝日の場合、翌営業日の発行となります。
- ※ 新しい電子証明書の有効期間の開始日は、発行日から5年間となりますので、現在保有している電子証明書の有効期間と重複する期間が生じる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 住民票の写しに記載されている住所と土地家屋調査士名簿に登録されている住所が異なる場合は、登録事項変更後の発行となります。
- ※ 新型コロナウイルスの影響により、電子証明書の発行日が変動する場合があります。

<電子証明書をお持ちの方へ>

有効期間満了の3か月前を目安に同利用申込書を送付します。新型コロナウイルスの影響により、電子証明書の発行が遅れることも予想されますので、書類が届きましたら、速やかにお申込みください。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和2年3月2日付

愛知	3020	中山	真介
愛知	3021	若子	昭一
岩手	1169	鈴木	史章
札幌	1217	小林	則彦
函館	216	薄田	翔平
愛媛	873	鶴田	貴大

令和2年3月10日付

東京	8135	赤星	文彦
東京	8136	田中	彰
埼玉	2699	横山	正志
埼玉	2700	佐藤	輝男
兵庫	2525	加藤	大知
奈良	451	福西	佳之
奈良	452	貫山	宙史
愛知	3022	小野	龍治
愛知	3023	野田	健司
愛知	3024	内藤	宏幸
愛知	3025	角谷	征哉
富山	533	大澤	邦雄
広島	1908	黒田	耕志
鳥取	481	尾崎	次郎
福岡	2350	平山	英一
福岡	2351	白川	泰
福岡	2352	原	慎輔
長崎	807	初瀬	隆太
熊本	1222	嶋田	幸介
鹿児島	1108	竹内	一馬
札幌	1218	遠藤	匠平
愛媛	874	土屋	泰範
愛媛	875	大尾	倫広

令和2年3月23日付

東京	8137	武藤	竜太
東京	8138	長村	政孝
神奈川	3128	小金井	美和子
神奈川	3129	松岡	智哉
神奈川	3130	花上	建一郎
茨城	1479	小林	諒

栃木	946	津田	直宏
新潟	2232	関	武
新潟	2233	山沢	悦宏
大阪	3378	村上	将
奈良	453	黒川	康典
奈良	454	森井	文裕
島根	512	金本	広洙
福岡	2353	森田	清広
福岡	2354	高崎	聖
福岡	2355	守田	真一
宮城	1050	吉田	透
宮城	1051	高橋	治郎
福島	1504	長谷川	毅
青森	781	阿部	正吾
札幌	1219	菅原	巧
愛媛	876	福井	亨

登録取消し者

令和元年12月24日付

神奈川	1956	田中	輝雄
-----	------	----	----

令和2年1月13日付

愛知	1651	赤川	和男
----	------	----	----

令和2年1月22日付

兵庫	1740	森本	秀樹
----	------	----	----

令和2年1月23日付

埼玉	804	松島	恒
----	-----	----	---

令和2年2月5日付

青森	709	蛭名	譲治
----	-----	----	----

令和2年2月7日付

大阪	1975	杉田	博昭
----	------	----	----

令和2年2月24日付

神奈川	2983	松本	正
-----	------	----	---

令和2年2月28日付

神奈川	1965	岡野	三夫
-----	------	----	----

令和2年3月2日付

東京	6851	鈴木	克明
東京	8016	本間	寛之
千葉	1686	萩原	康雄
三重	569	奥	俊次

令和2年3月10日付

神奈川	1631	渡部	兼喜
神奈川	2323	伊藤	厚
千葉	1216	成嶋	寛
新潟	2013	渡邊	尚兒
京都	537	松井	一
滋賀	409	富田	耕次
愛知	2141	筒井	勇馬
三重	695	中山	文博
福井	387	片山	日出郎
福島	1154	壁谷	眞裕
福島	1238	遠藤	清
秋田	867	熊谷	敏男

令和2年3月23日付

東京	6225	杉本	喜吉
東京	7251	杉本	和俊
東京	8081	小泉	弘樹
埼玉	1839	豊田	治尾
新潟	2072	岩崎	猛世
大阪	3275	田中	秀武
和歌山	205	海堀	和彦
島根	355	木村	章
福岡	1551	待鳥	純一郎
鹿児島	763	福田	清春
岩手	852	上林	信義
札幌	873	柴田	義春
旭川	300	小林	裕之

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和2年3月23日付

島根	512	金本	広洙
----	-----	----	----

団体総合生活補償保険のご案内

突然のケガや病気のリスクに備えましょう！



保険期間：令和1年10月1日から1年間

中途加入可能です。毎月20日締切・翌月1日補償開始となります。

POINT
1

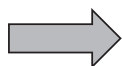
お仕事中・日常生活を問わず、病気やケガをした場合
入院・通院ともに初日から補償されます！ ※補償タイプにより
異なります。

お支払い事例①

測量中に転倒し足を骨折。10日間入院のうえ、5日間通院治療を受けた。

●ケガのみタイプ「TB」型に2口加入の場合●

傷害入院保険金日額：8,000円、傷害通院保険金日額：4,000円



お支払い金額

入院8,000円 X 10日 = 80,000円

通院4,000円 X 5日 = 20,000円

合計：100,000円のお支払



POINT
2

介護一時金支払特約や日常生活賠償特約など
充実したオプションもご用意しています！

お支払い事例②

休日に自転車にて走行中、タクシーから降りてきた相手と接触。
相手が転倒し手を骨折したため、治療費等20万円を請求される。

●オプション「K」にご加入の場合●

最大1億円まで補償可能（一部を除いて日本国内外補償）



お支払い金額

合計：200,000円のお支払



※このご案内は保険の概要を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

MS&AD 三井住友海上

承認番号：B19-101054 承認期限：2020年10月1日

調査士カルテ Map 通信

調査士カルテ Map の「座標」で手軽にバーチャル現地調査を！

日本土地家屋調査士会連合会 業務情報公開システム担当 児玉 勝平

今回は空中写真の表示に「座標」の活用です。

どんな些細なことでも現地での実地調査が畢竟の調査士業務ですが、見積依頼などでは、提供された資料の範囲で返答せねばならないこともあります。しかし、頂いた登記簿や公図などだけでは現地を想像するしかなく、不安が過ぎります。

内心は現地に出向きたいところ、その見積が徒労に終わるのかも案じられ、現地状況を確認に行くには躊躇いがあります。

そこで、インターネット上に無料公開されている空中写真で確認することが通常となっています。

今更、こうした活用紹介と叩かれそうですが、しかし、不案内な地域の空中写真を見ているだけでは目的地に辿り着けない時もあります。それで取り敢えず、住宅地図とネット写真上の道路や家屋、地形などを相互比較しながら探しているのが実情です。できればこの比較作業も省略できると大助かりです。

そこで本題となりますが、調査士カルテ Map を利用すると、住宅地図から「コピペ」でネット写真上の目的地に一発で「飛んで」行けます。

その手順はまず、調査士カルテ Map 画面右側の操作部分(右カーテン)で「検索」タブを選びます。

通常は最初からこの「検索」タブが選択されており、改めて選択し直す必要はありません。

次にその「検索」タブから一段下に表示されている「座標」タブを選択します。

この「座標」タブを選択すると、



その下段に「測地系」などの項目が現れます。その項目を更に下に向けて辿ってゆくと「中心座標」の欄が下段に示されています。

この「中心座標」は住宅地図画面の中心を示す十字マーク位置の座標値です。座標値は経緯度と平面直角座標の両方が表示されており、今回、使用する座標値は経緯度の値(度の形式)になります。

ここで、まずは目的地を住宅地図上で探し、その位置に先の十字マークを合わせると、その目的地の経緯度が「中心座標」欄に示されます。

その経緯度の「度」形式で表示されている経度、緯度両方の数値をカーソルでなぞりながら選択し、右クリックなどしてコピー、取り込んでください。

次にネット上の写真地図をブラウザで開き、先ほどコピーした経緯度をネット写真地図上にペースト、貼り付けます。

実例として「Google マップ」での操作を示します。「Google マップ」画面の左上の検索欄に経緯度(調査士カルテ Map でコピーした値)をペースト、貼り付けます。(以下、私の事例の値です。)この貼り付けた値は「131.346003,32.003134」の経度・緯度の並びのため目的地が正しく表示されません。それで値を「緯度・経度」の並びに置き換えます。

その手順は、まず値の緯度の部分「32.003134」をカット、切り取ります。そうすると「Google マップ」検索欄の値は「131.346003」となっているはずですが、

次に残された「131.346003」の文字から末尾の「,」(コンマ)を削除します。

続いて「131.346003」の文字の前方にキャレット(入力位置を示す縦棒)を置き、先ほど切り取りした緯度の値「32.003134」をペースト、貼り付けます。



最後に緯度と経度の間に「空白」(スペース)を挿入し、リターンキーを押すと目的地の写真が「Google マップ」上に表示されます。

なお、「Google マップ」は、周囲の道路から見える状況を表示する機能(ストリートビュー)もあり、撮影当時の街区基準点の有無や視通確認など、実際に現地で確かめているように感じます。

こうした「バーチャル現地調査」は事前調査にも役立つとともに、特に電話での相談時に現地状況を素早く確認できるため、具体的な状況の聞き取りに繋がります。こうした現地状況を把握できる専門家能力を相談者は頼もしく感じるのではないのでしょうか。

不動産調査の専門家として必須の調査士カルテ Map の「座標」活用術をご利用ください。

日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテMap

住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能！

※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
地図印刷！

地図上で事件簿
管理ができます！

SIMA図示や
多彩な地図検索！



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現

このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

全国閲覧可

負担月額 **3,000円** (税別) < まずはお登録を！ / お申し込み月の月末まで無料期間

- Web アプリケーションのため、通常のインターネット環境があればご利用が可能です。
- お申し込みには「所属土地家屋調査士会名」と「登録番号」が必要となります。

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 WEB サイトをご確認ください



日本土地家屋調査士会連合会

▼連合会 HP 右下のこちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口

E-mail kartemap@chosashi.or.jp

システム説明会
開催

「調査士カルテMap」システム説明会開催の

ご相談受付中！

ゼンリンから
講師派遣します

無料

●詳しくはお問合せください ➔ mail:kartemap@zenrin.co.jp

令和元年度全国理事長会議報告

令和2年2月13日(木)
13時15分から14日(金)
12時までの2日間にわたり、ホテルメトロポリタンエドモンド(東京都千代田区飯田橋)において、令和元年度全国理事長会議が開催された。新型コロナウイルス感染症の脅威が顕在化し始めた時期で



榊原会長

あったが、欠席者もなく無事に開催することができた。全公連渡邊理事の司会により全国理事長会議が始まり、冒頭、榊原典夫会長から日調連、全調政連との連携についてと、本年10月26日に土地家屋調査士三会共催で開催予定の『防災と減災』をテーマにしたシンポジウムについての説明を兼ねた挨拶があった。

<分科会>

全理事長、役員を三つのグループに分け、分科会形式の勉強会を開催した。

【第1分科会 14条地図作成作業の受託体制の整備について】

参加者 望月副会長、赤間・岩村各理事、土屋監事、神奈川、静岡、山梨、大阪、兵庫、愛知、富山、広島、山口、鹿児島、沖縄、宮崎、青森、札幌、函館、高知の各協会理事長

具体的内容

- 1 効率的な作業班の編成
- 2 指導者及び作業者の人材育成
- 3 成果品の統一と作業の効率化
- 4 作業従事者への業務報酬配分方法と中間支払いへの対応
- 5 入札対応(積算方法の検討)

などについて協議・意見交換をした。

【第2分科会 大規模災害に備え、協会が提案する事業の推進:狭隘道路整備事業と官民境界確認補助業務】

参加者 花本副会長、安藤・熊谷各理事、伊藤監事、千葉、長野、新潟、滋賀、和歌山、岐阜、

石川、岡山、鳥取、大分、熊本、宮城、福島、徳島、愛媛の各協会理事長

具体的内容

- 1 狭隘道路整備事業への提案
 - 2 官民境界確認補助業務への提案
 - 3 境界管理業務等新規業務の提案
 - 4 受託体制の整備と業際問題
 - 5 受託へ向けた啓発活動等の方策
- などについて協議・意見交換をした。

【第3分科会 公共調達：協会としてのコンプライアンスとガバナンスについて】

参加者 堀副会長、渡邊・吉村・室田各理事、埼玉、茨城、群馬、栃木、奈良、京都、三重、福井、島根、福岡、佐賀、長崎、山形、秋田、旭川、釧路、香川の各協会理事長

具体的内容

- 1 市町村との契約と協会の責任
 - 2 低価格入札への対応
 - 3 嘱託登記手続内容と業務のコンプライアンスの徹底
 - 4 協会内ガバナンスによる調整
 - 5 協会の社員指導と新入社員増へ向けた取組
- などについて協議・意見交換をした。

約3時間30分の分科会で13日は終了した。



会場風景

<令和元年度事業中間報告と令和元年度事業計画基本方針案>

(1) 会則等改正案について

渡邊会則等検討委員長から会則等の改正案について説明があった。

(2) 各種保険の状況について

三井住友海上火災保険株式会社 広域法人部営業

第一課の中川真帆氏から全国の単位協会が全公連を
経由して、数々の団体保険に加入しているが、各種
保険の内容・時期・補償内容等の確認と、スポット
として個別契約ができる保険について説明があった。

(3) 令和2年度事業計画基本指針案について

榊原全公連会長から令和2年度の事業計画基本指
針案について説明があった。具体的には土地家屋調
査士制度制定70周年、公共嘱託登記制度35周年、
全調政連設立20周年を迎え、本年10月26日、東京
国際フォーラムにおいて、日本土地家屋調査士会連
合会、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協
議会、全国土地家屋調査士政治連盟の土地家屋調査
士三会が、国土強靱化のため『防災と減災』という同
じテーマを掲げシンポジウムを共催にて開催するこ
とになったことについて、地図作成の現状と所有者
不明土地問題、空き家問題への対応、狭隘道路整備
事業を推進することが、災害に強い街づくりに貢献
できる旨の説明があった。

また、業務管理においてiPadなどのタブレット
端末を使用することにより作業の効率化を推進する
ため、全公連で作成した管理システムを加盟協会に
配布し、組織改革や新しい技術の導入を視野に入れ、
公益目的事業の拡大につなげていきたい旨の事業計
画基本指針案について説明があった。

さらに、望月副会長から「土地家屋調査士制度制
定70周年記念シンポジウムの開催に向けて」補足の
説明があった。

<分科会の発表>

その後、13日の分科会の協議内容について、以
下の理事長から各々発表された。

第1分科会 発表者 高知協会泉理事長

第2分科会 発表者 千葉協会高橋理事長、岡山
協会中村理事長

第3分科会 発表者 福井協会浦井理事長



高知協会泉理事長



千葉協会高橋理事長



岡山協会中村理事長



福井協会浦井理事長

<工程管理支援システム案の取扱い>

「全公連14条地図作成業務 一筆地調査 工程管理
支援システム」について、担当の望月副会長ととも
に、開発者のオプトシステム株式会社 代表取締役
渡辺正行氏から本年度の第2回研修会に続いて紹介
いただくとともに、実際に使用しスクリーンに投影
しながら説明していただいた。



ソフト開発会社紹介風景

以上で今年度の全国理事長会議の全日程を終了し
たわけであるが、参加された全国の理事長の意識も
高く、また、榊原会長のもと活動している役員も皆、
公嘱協会の更なる発展のため鋭意活動している。全
公連を中心とした全国の公嘱協会が次なるステー
ジの扉を開ける日はそう遠いことではないように思わ
れた。

(理事 室田尚人)

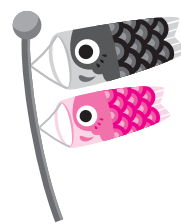


会議経過及び会議予定

4月16日	第1回監査会
4月17日	第1回正副会長会議
6月2～3日	第2回理事会
6月3～4日	第35回定時総会及び第1回研修会

ち ょ う さ し 俳 壇

第420回



「糸やなぎ」

深谷健吾

たをやかに揺れて小川へ糸やなぎ
菜の花や客はひとりの渡し舟
星空へ声を揃へて鳴く蛙
春宵や着流しで行く先斗町

当季雑詠

深谷健吾選

茨城

島田

操

立ち上がる火を宥めつつ畔を焼く
鉄の手を止めて仰ぐや峯桜
朧なる月を家路の道連れに
共白髪花見弁当広げけり

茨城

中原ひそむ

姥捨の橋の名いまでも春霞
春寒し姥捨橋の道標
姥捨の昔話や山霞む
夕暮れの姥捨橋や遠霞

愛知

清水

正明

白濁の夢の奔りや雪解川
観音の翻派の襷や春の海
落味噲が好きで山姥杣に逢ふ
花筏寄り道をして微笑んで

山形

柏屋

敏秋

老犬と歩く下町花盛り
あいさつの訛りやさしき村の春
駅中の地下街出れば春一番
ゆつたりと子らより母へ春の風邪

兵庫 しょうぞう

窓越しのプランターにも咲くすみれ
参道の桜ちらほら咲き初むる

今月の作品から

深谷健吾

島田

操

立ち上がる火を宥めつつ畔を焼く

「畔焼く」とは、春の季語。「畑焼く」の傍題。畑の作物の枯れ残り、畔の枯草などを焼き払うこと。害虫の卵や幼虫を絶滅するため、あとの灰は畑の有用な肥料となる。この句の眼目は「火を宥めつつ」のフレーズであり、畔の枯草の火を寛大な心で焼き払う所作にある。元来、日本人は農耕民族。畑への一方ならぬ愛情を感じる佳句である。

中原ひそむ

姥捨の昔話や山霞む

「山霞む」とは、春の季語。「霞」傍題。春は大気中の水分が増えることによって、空の色、野面、山谷など遠くのもの霞んで見えることがある。横に筋を引いたように棚引く霞を棚霞という。姥捨山は、棄老伝説に材をとった民話とか。俗称「姥捨山」。「姥捨山」は、長野県の冠着山のことであり、姥捨橋とか、姥捨棚田とかもある。昔話・民話を句材にしたユニークで、「山霞む」の季語もぴったりの秀句である。

清水 正明

観音の翻派の襷や春の海

「春の海」春の季語。冬の間は風が強く、

波も荒々しいが、春になると一般に穏やかになり、風が風いで、波ものどかに寄せている。提句には、「翻派とは平安時代前期の木彫りの仏像の衣の襷の表現法。穏やかな春の海のさざ波のようです。」の添書あり。観音様の衣を目にして、春の海のさざ波の如くと見てとった着眼が妙の秀句である。

柏屋

敏秋

あいさつの訛りやさしき村の春

「春」とは、春の季語。立春（二月四日ごろ）から立夏（五月六日ごろ）の前日までをいう。新暦ではほぼ二・三、四月にあたるが、旧暦では一・二、三月。山国の村では殊に春は待ち遠しい。春めいて来ると村人の出会いも、あいさつする機会も多くなる。その訛りのあるあいさつこそ、優しさ、親しさが表れている。村中の全員の春來たるの喜びを活写した一句である。

しょうぞう

参道の桜ちらほら咲き初むる

「桜」は、春の季語。桜は日本の国花。自生種、園芸種を含めて数百種類ある。現在全国に広まっている染井吉野は明治初期に東京の染井村（豊島区）で作られた品種である。提句は、菩提寺の参道にちらほらと桜の咲く天気の良い日か。ご一家そろっての墓参りの情景が目につく。日本に生まれて良かったと心温まる一句である。

法務局・地方法務局

令和二年四月一日付け異動

氏名	局	長	総務部長	部 次 長	民事行政調査官	総務課長	民生情報管理官	（不動態） 首席登記官	（法人一・法人二） 首席登記官	（法人一） 首席登記官	電子認証管理官	動産登録課長
東京府	山西	宏紀	岩崎琢史	伊藤敏治	安藤直人	箕浦裕幸	河浜聡文	渡邉敬治	白井成彦	菅生仁	原孝文	嶋田明彦
大阪府	末永雅之	秀敏	淳史	久保井浩美	河合伸浩	内田清幸	衆政志	福田克則	正井義一	川野真理子	○	○
名古屋市中区	杉本	昭惠	○林	菅原武志	濱野健	久郷孝幸	山下寛	須川裕充	松田美香	○	○	○
福岡県	堀江	恩恵	○	富澤清治	小西弘弓	渡邊徹志郎	福岡知紀	森浩志	柳謙二	○	○	○
仙臺市	大橋	光典	○	齊藤恵子	池口康弘	新城安朝	林潤子	佐藤典良	坂口豊一	○	○	○
札幌市	数原	裕一	○	横山二葉	星庄一	榎木道久	秋場政良	田原邦寿	武田聰	○	○	○
高松市	大手	昭宏	○	松田淳好	中村卓意	新居隆志	田鍋宏明	安藤英昭	坪井昌範	○	○	○

名古屋			大阪			東京										庁名局次長総務課長首席登記官										
富山	金沢	岐阜	和歌山	大津	奈良	神戸	京都	新潟	長野	甲府	静岡	前橋	宇都宮	水戸	千葉		さいたま	横浜								
○中山	中村	中村	○太田	○中井	○宮本	○山家	樋口	石打	○西田	○中村	○柳田	平出	○鈴木	○永瀬	○綿谷	○羽田野	○鈴木	○渡辺	○岩本							
浩行	雅人	和博	孝治	幸雄	典幸	史朗	祐子	正己	正延	誠	修	正良	朗	忠	修	和男	富雄	尚文	長							
○八田	○中嶋	西山	○山内	○田中	○遠藤	○横山	松井	○林	石田	○竹内	○大野	○島貫	豊田	○河井	伊藤	長橋	○三宅	齋藤	○中島							
和恵	武彦	悟	恵	徹	勝久	紫穂	博之	健児	正信	秀明	正雄	剛	英一	茂行	いつき	範夫	義寛	広安	仁志							
○田中	○谷川	松尾	○井川	○山川	○矢野	八木下	玉井由紀江	○小杉	坂	堤	○瀧本	○田中	○武田	○佐藤	○吉福	○吉福	西村	隆	隆							
直樹	博子	陽子	良	開志	都資	宰義	孝	悦子	佳恭	淳也	秀昭	勝也	普	安弘	淳一	啓人	拓也	隆	隆							
○齋藤	本間	千野	夏目	○岡藤	古田	嶋田	橋本	○苦米地	片部	大山	八代	○横山	○山森	○奥村	出雲	古閑	宮崎	鈴木	杉山	矢村	○木村	○岩田	萩原	○松川	○樋渡	○古屋
幸弘	里美	尚幸	精	泰史	賢公	俊彦	一徳	悟剛	光央	航太	仁隆	朗仁	美弘	健修	利啓	元昭	博志	豊彦	健一	富栄	季幸	政人	幸	幸	幸	幸
横山	紺井	井手	小川	小島	○鷹尾	松田	○菊池	○松村	○山浦	小川	相川真由美	○杉山	○古島	清水	益子	○吉川	依田	田中	システム管理官	明	報	報	報	報	報	報

高 松				札 幌				仙 台				福 岡				広 島				庁 名
松高徳	釧旭青	山盛	福	那宮	鹿兒	熊大長	佐	松鳥	岡山											
山知島	路川館	森田岡	形 島	霸崎	梶 島	本分崎	賀	江取	山口											
○佐竹	○梅崎	○村井	○星野	○加藤	○降川	○中野	○三村	○池田	○梶木	○久保	○吉田	○渡邊	○阿部	○坂野	○庄司	○東方	○齋藤			
昭彦	高弘	辰守	広毅	義徳	元亨		篤	友利	新一	朝則	光宏	康博	精治	恵美	健人	良司	勤			
○松岡	○村上	○福島	○中村	○関口	○栗原	○唐澤	○松尾	○夏見	○三木	○谷田	○澤田	○杉本	○松村	○野見	○西岡	○西尾	○村田			
秀樹	清明	知弘	弘一	久木	久典	茂実	力実	元彦	秀樹	浩	彦	正樹	亮	幸	典子	修治	志生			
○石川	○青島	○佐々木	○佐藤	○関谷	○二葉	○山田	○佐久間	○山口	○西木	○富村	○田中	○俵中	○立花	○中野	○恒川	○佐藤	○総務課長			
裕一	弘喜	賢夫	利弘	謙治	秀平	昌之	和美	正広	奈江	勝彦	直美	敬子	恵子	隆生	衆作	純一				
○松田	○斎藤	○横山	○村上	○上田	○木村	○川口	○外崎	○五十嵐	○酒井	○坂口	○井ノ口	○仲	○井上	○渡辺	○前田	○永田	○友利			
修治	宜秀	正司	康彦	善幸	勝宏	朝也	幸治	秀明	高明	修	朝明	宏	利明	昭博	希雄	勝彦	裕幸			
○和井	○島岩	○山田	○角川	○荒井	○高橋	○馬渡	○但野	○渡部	○緒方	○佐久間	○本村	○緒川	○鈴木	○小川	○中嶋	○藤本	○浅井			
田 佳	岩 尚	田 聰	川 英	井 恵	橋 榮	々 勝	々 弘	部 信	田 隆	久 桂	村 賢	川 民	木 隆	川 浩	嶋 昌	本 良	井 義			
織	慶						好次	太郎	昭	二	一	雄	之	司	浩	和	邦夫			
																	官報			

お知らせ

土地家屋調査士2021年オリジナルカレンダー

森 幸安の絵地図

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で21回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込みのご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申込みください。



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

- 送料 = 梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
- ・梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- ・離島は別途。・消費税含む。

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
	1本 513円	1本 680円	1本 680円
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申込締切	2020年8月31日(月)		
納品予定	2020年11月上旬		
仕 様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お 申 込 み
締 切 り

2020年
8月31日(月)

お 申 込 みに あ た っ て

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。
ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申込みいただくことも可能です。
A) シンボルマークのみ入り
B) 調査士会名入り
C) 調査士会名+個人事務所名入り
ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2020年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および発送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。
- 送料は料金改定などにより変更する場合がございます。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,296円	1,512円	2,700円

ご注文は

FAX:06-6467-8949

大毎広告株式会社 TEL 06-6467-8948

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-6-10 肥後橋渡辺ビル7階 カレンダー担当/大森良太・松本佐奈恵

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送りください。

FAX:06-6467-8949

■ご注文本数

A) シンボルマークのみ 1本 513円 本	B) 調査士会名入り(50本以上) 1本 680円 本	C) 調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 680円 本
---	--	---

※税込

ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

■ネーム

2020年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。
その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は
下欄にご記入ください。

肩書 (20字以内)	
事務所名 (15字以内)	TEL () -
住所 〒	FAX () -
E-mail	調査士会名

■以上のとおり申込みます。

2020年 月 日

お名前(または事務所名)

印

ご連絡先

TEL () -

FAX () -

カレンダーお届け先

お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。

ネーム住所と同じ

〒

受付欄

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。
また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

編集後記

焦らず自分を見つめ直す

本号から「事務局紹介」と題し、各土地家屋調査士の事務局を紹介することを企画いたしました。まずは連合会事務局からスタートし、2021年3月号まで毎月5会を紹介させていただきます。紙上でもお伝えしておりますが、前回の紹介から10年が経過いたしました。この10年での変化や現在の様子をお伝えさせていただきます。

暦の上では夏が始まる5月。本来ならば、新緑がまぶしい季節となり、新年度の慌たしさも落ち着きをみせ、いろいろな面で環境の変化にも少しずつ慣れ、仕事や生活も安定した軌道に乗り出す時期ですが、嫌なニュースばかりが続いています。突如訪れた空白の時間を最大限に活かすために、今できることを精一杯やりましょう。この困難な時期を、掛け替えのない貴重な時間にしましょう。皆様におかれましても、どうか健康管理を心掛けていただきたいと思います。とにかく、体調を崩さないようにし、

よく寝て、よく食べて、ほどほどに吞んで、そして笑って、しっかりと免疫力を高めましょう。

この編集後記を記しているのは4月半ば。このところ、自宅にいる時間が増えたので、今まで放っておいたことにせっせと取り組んでおります。晴れた日は、庭や家庭菜園(猫の額ほどもありませんが…)の手入れ、デッキ磨きに窓掃除と洗車。そして雨の日は、断捨離と部屋の模様替え。ふだん目を背けていたところをくまなく掃除することで、見る見るうちに綺麗な我が家に様変わりいたしました。いつも何気なく眺めていた庭に咲く花に癒されながら、子供たちに未熟な家庭教師をしつつ、今まで読もうと思っていて読めなかった本を開いてみると気分が晴れます。皆さんも試してみてくださいはいかがですか？

今はいつでも羽ばたけるように準備をしておきましょう！

広報部理事 高橋正典(茨城会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

(送料別)

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 國吉 正和

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社



広報キャラクター「地蔵くん」